令和８年第８回南島原市教育委員会定例会

日時　令和８年８月２０日（木）午後２時
場所　南有馬庁舎　２階会議室１

議事日程

第１　開会

第２　前回会議録の承認

第３　会議録署名人の指名

第４　教育長・各課報告

第５　議案審議
議案第１４号　原城跡便益施設条例の制定について
議案第１５号　南島原市原城跡世界遺産センター条例の制定について
議案第１６号　南島原市原城跡史跡室条例を廃止する条例について
議案第１７号　南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部を改正する条例について
議案第１８号　口之津小学校校舎空調改修工事請負契約の締結について
議案第１９号　南島原市立小・中学校庶務規則の一部を改正する規則について
議案第２０号　教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書（令和７年度）について

第６　その他
（１）準要保護児童生徒就学援助の認定について
（２）令和８年度南島原市一般会計補正予算（第３号）について
（３）次回教育委員会定例会の開催について
（４）その他

第７　閉会

令和８年　第８回南島原市教育委員会定例会　教育長報告

〇令和８年７月の諸会議並びに諸行事

29 日（ 水 ）14:00 令和８年第７回南島原市教育委員会定例会（南有馬庁舎）
30 日（ 木 ）16:30 全国・九州中学校総合体育大会出場に係る選手激励会（西有家庁舎）
19:00 令和8年度第1回南島原市健康づくり推進協議会（南有馬庁舎）

〇令和８年８月の諸会議並びに諸行事

1 日（ 土 ）18:00 家庭教育講演会（コレジヨ）
4 日（ 火 ） 9:30 長崎県公立学校教頭会研究大会（島原市）
7 日（ 金 ） 9:00 新ALT着任挨拶（南有馬庁舎）
12 日（ 水 ）10:00 活版印刷機寄贈者対応（アートビレッジ・シラキノ）
17 日（ 月 ）10:00 第48回全国中学校ソフトボール大会出場報告会（西有家庁舎）

令和８年　第８回南島原市教育委員会定例会　各課報告

○教育総務課

7月30日　口之津中防水工事設計業務完了検査
8月3日　小・中学校再編計画策定プロジェクトチーム会議
8月4日　第２回自己点検・評価検討会議
8月6日　長崎県都市教育委員会庶務担当課長会議・社会教育担当課長会議（平戸市）～7日
8月10日　小・中学校再編計画策定プロジェクトチーム会議

○学校教育課

7月30日　県中総体結果報告及び全国・九州大会出場に伴う激励会（西有家庁舎）
8月3日　県教頭会研究大会南島原・島原・雲仙大会（有明総合文化会館他）～４日
8月4日　教職員研修「つなぐ」課題研修講座（学級経営委講座）（コレジヨ）
8月6日　令和９年度教職員実態調査（南有馬庁舎）～７日
8月9日　小・中学校登校日
8月18日　南島原市イングリッシュキャンプ（エコパーク論所原）

○生涯学習課

7月29日　リバプールFC財団公認プログラム「Leaders of Tomorrow」特別教育プログラム（南有馬体育館・武道館）27日～30日
8月1日　令和８年度　家庭教育講演会（コレジヨ）
8月1日　長崎県子ども会ジュニア・リーダー研修会（長崎市：日吉自然の家）～２日
8月2日　DRUM TAOチケット販売（コレジヨ）
8月6日　県事業による東京芸術大学版画研究室の滞在・ワークショップ（アートビレッジ・シラキノ）～23日
8月17日　放課後子ども教室推進事業「寺子屋２１」第２回地区実行委員会（市内４地区）～24日

○文化財課

7月29日　日野江城跡　崩土撤去作業
8月4日　有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員長協議（九州大学）
8月6日　廃城展　現地協議（初回）
8月8日　大阪お城フェス（大阪市）～９日
8月13日　令和８年度第１回南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会（南有馬庁舎）
8月16日　市長と語る世界史と南島原講演会「天正遣欧少年使節と南島原」（ありえコレジヨホール）
8月18日　観光ガイドスキルアップ研修講座
8月19日　原城跡・日野江城跡専門委員会委員長協議（島原市）

議案第１４号

原城跡便益施設条例の制定について

提案理由

原城跡便益施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

令和８年８月２０日提出

南島原市教育委員会
教育長　松本　弘明

原城跡便益施設条例

（設置）

第１条　史跡原城跡の本質的価値の理解促進及び来訪者の利便性の向上を図るため、原城跡便益施設（以下「便益施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　便益施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　名称　原城跡二ノ丸便益施設

（２）　位置　南島原市南有馬町乙216番地

（施設）

第３条　便益施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

（１）　管理棟（案内所、休憩所及び公衆トイレ）

（２）　車両転回場及び一時乗降場

（３）　思いやり駐車場

（業務）

第４条　前条第１号の案内所において行う業務は、来訪者の史跡見学の利便に資するための業務とする。

（休業日及び利用時間）

第５条　便益施設を構成する各施設の休業日及び利用時間は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、便益施設の休業日若しくは利用時間を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

（利用の制限）

第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、便益施設への立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（２）　他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

（３）　施設、備品等を汚損、破損又は滅失するおそれがあるとき。

（４）　便益施設の管理運営上支障があると認められるとき。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。

別表（第５条関係）

名称	休業日	利用時間
案内所及び休憩所	12月29日から翌年１月３日まで	９時30分から16時30分まで
思いやり駐車場		
公衆トイレ 車両転回場及び一時乗降場	無休	終日

議案第１５号

南島原市原城跡世界遺産センター条例の制定について

提案理由

南島原市原城跡世界遺産センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

令和８年８月２０日提出

南島原市教育委員会
教育長　松本　弘明

南島原市原城跡世界遺産センター条例

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　ガイダンス施設（第６条―第10条）
第３章　物産販売施設（第11条―第22条）
第４章　便益施設（第23条―第31条）
第５章　雑則（第32条―第34条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、原城跡の本質的価値の理解促進及び地域振興を図るために設置する南島原市原城跡世界遺産センター（以下「世界遺産センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第２条　世界遺産センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　名称　南島原市原城跡世界遺産センター

（２）　位置　南島原市南有馬町乙1847番地１

（構成施設）

第３条　世界遺産センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

（１）　ガイダンス施設（展示室、サテライト展示コーナー、収蔵庫その他のガイダンスに関する施設（これらの施設に附帯する設備を含む。）をいう。以下同じ。）

（２）　物産販売施設（売場、厨房、事務室その他の地域特産物等の製造、保管、販売、情報発信に関する施設（これらの施設に附帯する設備を含む。）をいう。以下同じ。）

（３）　便益施設（イベント交流ゾーン、マルシェゾーン、観光案内、トイレ、駐車場その他の来場者の便益に関する施設（これらの施設に附帯する設備を含む。）をいう。以下同じ。）

（運営の基本）

第４条　世界遺産センターを構成する施設は、それぞれの施設の機能が相乗的に発揮され、第１条に規定する目的の達成に資するよう総合的な観点をもって運営

されなければならない。

（職員）

第５条　世界遺産センターに、センター長その他必要な職員を置くことができる。

第２章　ガイダンス施設

（ガイダンス施設の管理）

第６条　ガイダンス施設は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（ガイダンス施設の事業）

第７条　ガイダンス施設は、第１条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　原城跡に関わる史資料の保管及び展示

（２）　原城跡に関わる歴史文化の研修及び情報発信

（３）　史跡等の情報発信

（４）　その他目的達成のため必要な事業

（ガイダンス施設の開業時間及び休業日）

第８条　ガイダンス施設の開業時間は、午前９時から午後５時までとする。

２　ガイダンス施設の休業日は、12月31日から翌年１月２日までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、ガイダンス施設の開業時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

（ガイダンス施設の入場料）

第９条　ガイダンス施設の展示室に入場しようとする者は、別表第１に定める入場料を納入しなければならない。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、入場料の額を減額し、又は特別の事由があると認めるときは、入場料を免除することができる。

２　ガイダンス施設において特別の展示を行う場合、教育委員会は、その都度特別入場料を定め、徴収することができる。

３　第１項の入場料の納入方法、入場料の額を減額することができる理由及び限度額並びに入場料を免除することができる特別の事由及び入場料の免除の手続は、教育委員会が規則で定める。

（ガイダンス施設の入場の制限）

第10条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ガイダンス施設への入場を許可せず、又は許可を取り消すことができる。

（１）　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）　施設、設備又は資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を毀損するおそれがあると認めるとき。

（３）　職員の指示に従わないとき。

（４）　ガイダンス施設の管理上支障があると認めるとき。

第３章　物産販売施設

（物産販売施設の管理）

第11条　物産販売施設は、市長が管理する。

（物産販売施設の事業）

第12条　物産販売施設は、地域特産物等の販売、情報発信その他第１条に規定する目的を達成するために必要な事業を行う。

（物産販売施設の開業時間及び休業日）

第13条　物産販売施設の開業時間は、午前９時から午後５時までとする。

２　物産販売施設の休業日は、12月31日から翌年１月２日までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、物産販売施設の開業時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

（物産販売施設の利用）

第14条　市長は、物産販売施設の利用効果を高めるため、物産販売施設の全部又は一部を占用的に利用させることができる。

（物産販売施設の利用の許可）

第15条　前条の規定により物産販売施設を利用しようとする者は、市長が規則で定めるところにより許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の許可をする場合において、物産販売施設の管理上必要な条件を付することができる。

（物産販売施設の利用許可の制限）

第16条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物産販売施設の利用を許可しないことができる。

（１）　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（３）　世界遺産センターの施設又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。

（４）　物産販売施設の管理上支障があると認めるとき。

（５）　その他物産販売施設を利用させることを不適当と認めるとき。

（物産販売施設の利用期間）

第17条　物産販売施設の利用は、５年を超えることができない。

２　前項に規定する利用期間は、これを更新することができる。

（物産販売施設の用途以外の利用等の禁止）

第18条　第15条第１項の規定による物産販売施設の利用の許可を受けた者（以下「物産販売施設の利用者」という。）は、許可を受けた用途以外に物産販売施設を利用し、又はその利用の許可を受けた物産販売施設を転貸し、若しくはその権利を譲渡してはならない。ただし、物産販売施設の利用者は、市長の許可を受けた場合は、利用の許可を受けた物産販売施設の一部を物産販売施設の利用者以外の者に利用させることができる。

（物産販売施設の利用の許可の取消し及び利用の停止）

第19条　市長は、物産販売施設の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第15条の規定による物産販売施設の利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

（１）　第15条第２項の規定による許可に付した条件に違反した場合

（２）　前条の規定に違反した場合

２　前項に規定する場合のほか、市長は、公益上やむを得ない事由がある場合においては、第15条の規定による物産販売施設の利用の許可を取り消すことができる。この場合において、物産販売施設の利用者は、これによって生じた損失の補償を求めることができる。

（物産販売施設使用料）

第20条　物産販売施設の利用者は、別表第２に定める物産販売施設使用料（以下「物産販売施設使用料」という。）を納入しなければならない。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、期間を定めて

物産販売施設使用料を減額又は免除することができる。

３　第１項の物産販売施設使用料の納入方法は、市長が規則で定める。

（物産販売施設使用料の返還）

第21条　既に納入した物産販売施設使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、物産販売施設使用料の全部又は一部を返還することができる。

（１）　第19条第２項の規定により許可を取り消したとき。

（２）　天災その他物産販売施設の利用者の責めに帰することができない不可抗力により物産販売施設を利用することができなくなったとき。

（物産販売施設の原状回復の義務）

第22条　物産販売施設の利用者は、物産販売施設の利用を終えた場合は、その利用に係る物産販売施設を原状に回復しなければならない。第19条第１項の規定により物産販売施設の利用の許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、これを免除することができる。

２　前項の規定による原状に回復するために要した費用は、物産販売施設の利用者の負担とする。

第４章　便益施設

（便益施設の管理）

第23条　便益施設は、教育委員会が管理する。

（便益施設の開業時間及び休業日）

第24条　便益施設（第３駐車場及び屋外トイレを除く。以下この条において同じ。）の開業時間は、午前８時45分から午後５時30分までとする。

２　便益施設の休業日は、12月31日から翌年１月２日までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、便益施設の開業時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

（特定便益施設の利用の許可）

第25条　イベント交流ゾーン又はマルシェゾーン（以下「特定便益施設」という。）を利用しようとする者は、教育委員会が規則で定めるところにより許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　教育委員会は、前項の許可をする場合において、特定便益施設の管理上必要な条件を付することができる。

３　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定便益施設の利用を許可しないことができる。

（１）　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（３）　世界遺産センターの施設又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。

（４）　特定便益施設の管理上支障があると認めるとき。

（５）　その他特定便益施設を利用させることを不適当と認めるとき。

（特定便益施設の用途以外の利用等の禁止）

第26条　前条第１項の規定による特定便益施設の利用の許可を受けた者（以下「特定便益施設の利用者」という。）は、許可を受けた用途以外に特定便益施設を利用し、又はその利用の許可を受けた特定便益施設を転貸し、若しくはその権利を譲渡してはならない。

（特定便益施設の利用の許可の取消し及び利用の停止）

第27条　教育委員会は、特定便益施設の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第１項の規定による利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

（１）　虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

（２）　第25条第２項の規定による許可に付した条件に違反したとき。

（３）　前条の規定に違反したとき。

（４）　職員の指示に従わないとき。

２　前項に規定する場合のほか、教育委員会は、公益上やむを得ない事由がある場合においては、第25条第１項の規定による特定便益施設の許可を取り消すことができる。

（特定便益施設使用料）

第28条　特定便益施設の利用者は、別表第３に定める特定便益施設使用料（以下「特定便益施設使用料」という。）を納入しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、特定便益施設使用料を免除する

ことができる。

２　前項の特定便益施設使用料の納入方法、特定便益施設使用料を免除することができる特別の事由及び特定便益施設使用料の免除の手続は、教育委員会が規則で定める。

（特定便益施設使用料の返還）

第29条　既に納入した特定便益施設使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、特定便益施設使用料の全部又は一部を返還することができる。

（１）　第27条第２項の規定により許可を取り消したとき。

（２）　天災その他特定便益施設の利用者の責めに帰することができない不可抗力により特定便益施設を利用することができなくなったとき。

（特定便益施設の原状回復の義務）

第30条　特定便益施設の利用者は、特定便益施設の利用を終えた場合は、その利用に係る特定便益施設を原状に回復しなければならない。第27条第１項の規定により許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

２　前項の規定により原状に回復するために要した費用は、特定便益施設の利用者の負担とする。

（便益設備使用料）

第31条　便益施設の設備で教育委員会が規則で定める設備（以下「便益設備」という。）を利用しようとする者は、便益設備使用料を納入しなければならない。

２　前項の便益設備使用料は、教育委員会が規則で定める。

３　既に納入した便益設備使用料は、返還しない。

第５章　雑則

（立入りの制限）

第32条　市長又は教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、世界遺産センターの敷地内への立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

（１）　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（３）　世界遺産センターの施設、設備、物品又は植栽を毀損するおそれがある

と認めるとき。

（4）　世界遺産センターの管理上支障があると認めるとき。

（損害賠償）

第33条　故意又は過失により世界遺産センターの施設、設備、物品又は植栽を毀損し、又は滅失した者は、これを賠償しなければならない。ただし、市長又は教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第34条　この条例の施行について必要な事項は、市長又は教育委員会が規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2　前項の規定に基づく規則が公布されたときは、この条例の施行の日前においても、この条例を施行するために必要な準備行為を行うことができる。

別表第１（第９条関係）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区　分</td><td colspan="3">入　場　料</td></tr>
<tr><td>個　人</td><td>団　体</td><td>添乗員、引率者又は展示史資料の所有者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1　大　人</td><td>1人　1,000円</td><td>1人　800円</td><td rowspan="3">無　料</td></tr>
<tr><td>障がい者等</td><td>1人　500円</td><td>1人　400円</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　高校生以下</td><td colspan="2">無　料</td></tr>
</table>

備考

1　団体とは、20 人以上（添乗員及び引率者を除く。）の集団をいう。

2　障がい者等とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介助者（障がい者１人につき介助者１人）をいう。

３　入場料は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税を含む。

別表第２（第 20 条関係）

施設の名称	物産販売施設使用料
物産販売施設	月額 110,000 円

備考

１　物産販売施設の一部を利用するときの物産販売施設使用料の月額は、110,000 円に当該利用面積を乗じ、これを物産販売施設全体の面積で除して得た額とする。この場合、算出された物産販売施設使用料の月額に 100 円未満の端数を生ずるときは、これを 100 円として計算する。

２　利用期間に１月未満の端数を生ずるときは、その端数を１月として計算とする。

３　物産販売施設使用料は、消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を含む。

別表第３（第 28 条関係）

区　分	特定便益施設使用料
１　イベント交流ゾーン	１枠（10 平方メートル）につき１日 1,000 円
２　マルシェゾーン	１平方メートルにつき１日 100 円

備考

１　イベント交流ゾーンの利用面積が 10 平方メートル未満であるとき又は利用面積に 10 平方メートル未満の端数を生ずるときは、10 平方メートルとして計算する。

２　マルシェゾーンの利用面積が１平方メートル未満であるとき又は利用面積に１平方メートル未満の端数を生ずるときは、１平方メートルとして計算する。

３　イベント交流ゾーン及びマルシェゾーンの利用期間が１日未満であるとき又は利用期間に１日未満の端数を生ずるときは、１日として計算とする。

４　特定便益施設使用料は、消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を含む。

議案第15号　資料

位　置　図（南島原市原城跡世界遺産センター）

国際航業株式会社調製

長崎県南島原市役所

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 450」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

全体計画概要図（南島原市原城跡世界遺産センター）

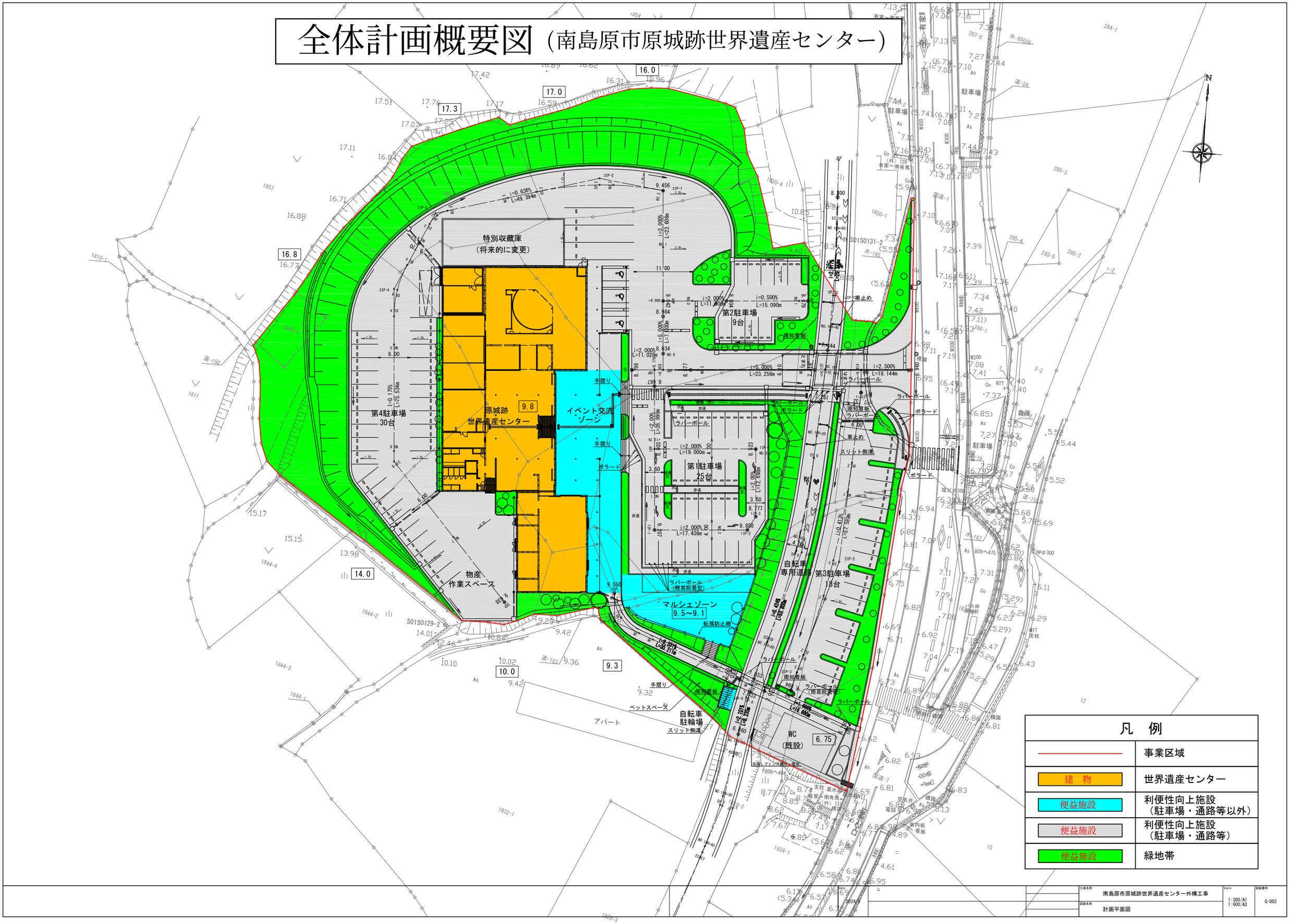

凡　例	
――――	事業区域
建　物	世界遺産センター
便益施設	利便性向上施設 （駐車場・通路等以外）
便益施設	利便性向上施設 （駐車場・通路等）
便益施設	緑地帯

工事名称	南島原市原城跡世界遺産センター外構工事	Scale	図面番号
図面名称	計画平面図	1:300/A1 1:600/A3	G-003

建物計画概要図（南島原市原城跡世界遺産センター）

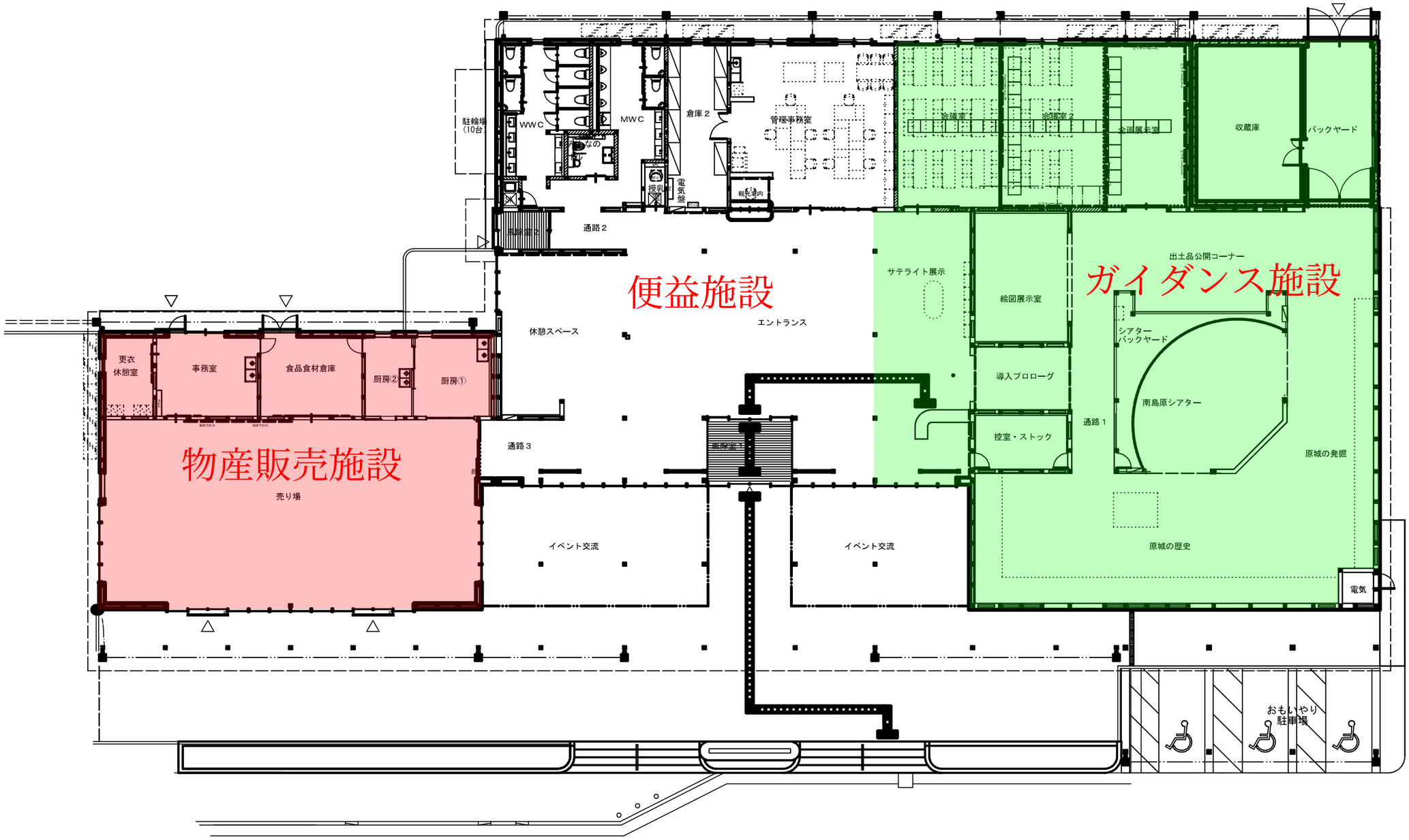

参考資料（議案第 15 号関係）

南島原市有馬キリシタン遺産記念館条例を廃止する条例

南島原市有馬キリシタン遺産記念館条例（平成26年南島原市条例第３号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和８年 12 月 29 日から施行する。

南島原市有馬キリシタン遺産記念館条例

（設置）

第１条　キリスト教の繁栄と弾圧の歴史並びに日野江城跡及び原城跡の歴史的価値を広く紹介し、市民及び来訪者の歴史に対する理解を深め、もって文化の向上に寄与するため、南島原市有馬キリシタン遺産記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　名称　南島原市有馬キリシタン遺産記念館

（２）　位置　南島原市南有馬町乙1395番地

（職員）

第３条　記念館に、館長その他必要な職員を置くことができる。

（入館の制限）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館への入館を拒否し、又は記念館から退去させることができる。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

（２）　記念館の施設又は附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

（３）　記念館の管理運営上支障があると認められるとき。

（入館料）

第５条　記念館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納入しなければならない。

２　既に納付された入館料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

３　特別の展示を行う場合、市長は、その都度入館料を定め、徴収することができる。

（入館料の免除）

第６条　市長は、必要があると認めたときは、前条の入館料を免除することができる。

（損害賠償）

第７条　記念館の施設又は附属設備を毀損し、又は滅失した者は、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月23日条例第22号）

この条例は、平成28年７月１日から施行する。

別表（第５条関係）

区分	個人	団体（20人以上）
一般	１人につき300円（150円）	１人につき250円（120円）
高校生	１人につき200円（100円）	１人につき150円（70円）
小・中学生	１人につき150円（70円）	１人につき100円（50円）

備考　身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、（　）書の金額とする。

議案第１６号

南島原市原城跡史跡室条例を廃止する条例について

提案理由

原城跡史跡室を令和８年１２月２８日をもって廃止するため、条例を廃止するもの。

令和８年８月２０日提出

南島原市教育委員会
教育長　松本　弘明

南島原市原城跡史跡室条例を廃止する条例

南島原市原城跡史跡室条例（平成18年南島原市条例第94号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和８年12月29日から施行する。

○南島原市原城跡史跡室条例

平成18年３月31日

条例第94号

（設置）

第１条　南島原市に原城及び島原の乱関係の史料を収集し、整理保存して公衆の観覧に供し、併せてこれに関連ある調査研究及び事業を行うため、原城跡史跡室（以下「史跡室」という。）を設ける。

（名称及び位置）

第２条　史跡室の名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　名称　原城跡史跡室

（２）　位置　南島原市南有馬町乙1395番地

（資料）

第３条　史跡室は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める資料の寄託又は寄贈を受ける。

第４条　寄託の資料で天災地変等によって損害を受けたときは、教育委員会はその責めを負わない。

（損害賠償）

第５条　観覧又は閲覧する者で、資料、建物、備品等をき損又は滅失したときは、教育委員会の定めるところにより賠償しなければならない。

（貸出し）

第６条　史跡室の資料は貸出しをしない。ただし、教育委員会が特にその必要を認めたときは、この限りでない。

（諸経費）

第７条　史跡室運営に要する諸経費は、市費その他の収入をもってこれに充てる。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成18年３月31日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の原城趾史蹟室設置条例（昭和27年南有馬町条例第６号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和２年７月13日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１７号

南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の
一部を改正する条例について

提案理由

南島原市原城跡世界遺産センターに設置するガイダンス施設における史資料の保管及び展示を適正かつ円滑に行うため、条例の一部を改正するもの。

令和８年８月２０日提出

南島原市教育委員会
教育長　松本　弘明

南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部を改正する条例

南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例（平成28年南島原市条例第３号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南島原市原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会条例

第１条及び第２条を次のように改める。

（設置）

第１条　南島原市原城跡世界遺産センターに設置するガイダンス施設（以下「ガイダンス施設」という。）における史資料の保管及び展示を適正かつ円滑に行うため、南島原市原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、ガイダンス施設において展示する史資料（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）の選考及び評価並びに保管及び展示の方法について調査及び検討を行い、教育委員会に指導及び助言を行う。

第３条第２項中「歴史文化について知識経験」を「歴史文化に関して高度な知識及び経験」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　委員会に、特別の史資料に関して調査及び検討させるために必要があるときは、前項に規定する委員のほか、専門委員２人以内を置くことができる。

第３条に次の１項を加える。

４　専門委員は、当該特別の史資料に関して高度な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

第４条に次の１項を加える。

３　専門委員は、その者の委嘱に係る特別の史資料の調査及び検討が終了したときは、解任されるものとする。

第６条第１項に次のただし書を加える。

ただし、委員長及びその職務を代理すべき委員がともに欠けたときは、教育

委員会教育長が招集する。

第６条第２項中「委員の半数以上」を「委員及び専門委員の過半数」に改め、同条第３項中「委員」の次に「及び専門委員」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年 12 月 29 日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第３条第２項の規定により委嘱された南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会（以下「旧委員会」という。）の委員は、改正後の第３条第３項の規定により南島原市原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会（以下「新委員会」という。）の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員会の委員の任期は、改正後の第４条の規定にかかわらず、旧委員会としての委員の残任期間と同一の期間とする。

（南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年南島原市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中「有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員」を「原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会委員及び専門委員」に改める。

南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部を改正する条例　新旧対照表

新	旧	解説
南島原市原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会条例	南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例	【題名の内容】 条例の題名を規定したもの。 【題名の改正内容】 条例の題名を南島原市原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会条例に改めるもの。
（設置） 第１条　南島原市原城跡世界遺産センターに設置するガイダンス施設（以下「ガイダンス施設」という。）における史資料の保管及び展示を適正かつ円滑に行うため、南島原市原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。	（設置） 第１条　南島原市有馬キリシタン遺産記念館（以下「記念館」という。）における資料の収集を適正かつ円滑に行うため、南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。	【第１条の条文の内容】 委員会の設置について規定したもの。 【第１条の改正内容】 委員会の目的を、史資料の保管及び展示を適正かつ円滑に行うものに改めるもの。 委員会の名称を整理するもの。
（所掌事務） 第２条　委員会は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、ガイダンス施設において展示する史資料（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）の選考及び評価並びに保管及び展示の方法について調査及び検討を行い、教育委員会に指導及び助言を行う。	（所掌事務） 第２条　委員会は、記念館において収集する資料の選考及び評価について調査及び検討を行い、その結果を南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。	【第２条の条文の内容】 委員会の所掌事務について規定したもの。 【第２条の改正内容】 委員会の目的の改正に伴い、所掌事務を改めるもの。
（組織） 第３条　（略） ２　委員会に、特別の史資料に関して調査及び検討させるために必要があるときは、前項に規定する委員のほか、専門委員２人以内を置くことができる。	（組織） 第３条　（略）	【第３条の条文の内容】 委員会の組織について規定したもの。 【第３条第２項の追加内容】

		委員会に専門委員２人以内を置くことができるよう定めるもの。
３　委員は、歴史文化に関して高度な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。	２　委員は、歴史文化について知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。	【第３条第３項の改正内容】 委員の要件の明確化を図るもの。
４　専門委員は、当該特別の史資料に関して高度な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。		【第３条第４項の追加内容】 専門委員の要件を定めるもの。
（任期） 第４条　（略） ２　（略） ３　専門委員は、その者の委嘱に係る特別の史資料の調査及び検討が終了したときは、解任されるものとする。	（任期） 第４条　（略） ２　（略）	【第４条の条文の内容】 委員及び専門委員の任期について規定したもの。 【第４条第３項の追加内容】 専門委員の任期解任を定めるもの。
（会議） 第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理すべき委員がともに欠けたときは、教育委員会教育長が招集する。	（会議） 第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。	【第６条の条文の内容】 委員会の会議について規定したもの。 【第６条第１項の追加内容】 委員長及びその職務を代理すべき委員がともに欠けたときの会議の招集方法について定めるもの。
２　会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。	２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。	【第６条第２項の改正内容】 委員会の会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ開くことができないよう改めるもの。
３　会議の議事は、会議に出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	３　会議の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	【第６条第３項の改正内容】 会議の議事の採決に専門委員を加えるよう改めるもの。

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>解説</th></tr>
<tr>
<td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>職名</th><th>区分</th><th>報酬額（円）</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会委員及び専門委員</td><td>日額</td><td>6,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td>
<td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>職名</th><th>区分</th><th>報酬額（円）</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員</td><td>日額</td><td>6,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td>
<td>【別表内容】
特別職に属する市の職員で非常勤のものの報酬の額について規定したもの。
【別表の改正内容】
南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会を南島原市原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会に移行するため、職名を改めるもの。</td>
</tr>
</table>

南島原市原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会条例

（設置）

第１条　南島原市原城跡世界遺産センターに設置するガイダンス施設（以下「ガイダンス施設」という。）における史資料の保管及び展示を適正かつ円滑に行うため、南島原市原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、ガイダンス施設において展示する史資料（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）の選考及び評価並びに保管及び展示の方法について調査及び検討を行い、教育委員会に指導及び助言を行う。

（組織）

第３条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員会に、特別の史資料に関して調査及び検討させるために必要があるときは、前項に規定する委員のほか、専門委員２人以内を置くことができる。

３　委員は、歴史文化に関して高度な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

４　専門委員は、当該特別の史資料に関して高度な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　専門委員は、その者の委嘱に係る特別の史資料の調査及び検討が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理すべき委員がともに欠けたときは、教育委員会教育長が招集する。

２　会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、会議に出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年６月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年３月28日条例第20号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第３条第２項の規定により委嘱された南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会（以下「旧委員会」という。）の委員は、改正後の第３条第２項の規定により南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会（以下「新委員会」という。）の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員会の委員の任期は、改正後の第４条の規定にかかわらず、旧委員会としての委員の残任期間と同一の期間とする。

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の２第５項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項に規定する特別職に属する市の職員で非常勤のもの（別に定めるものを除く。以下「非常勤特別職」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

（報酬）

第２条　非常勤特別職の報酬の額は、別表のとおりとする。

（費用弁償）

第３条　非常勤特別職が公務のため旅行したときは、費用弁償として、南島原市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第39号）の規定を準用して旅費を支給する。この場合における旅費の額は、副市長及び教育長の旅費相当額とする。

（報酬の支給）

第４条　報酬の支給は、次の各号に定める日までに支給する。ただし、離職又は死亡の場合は、その都度支給する。

（１）　報酬が年額で定められているもの　３月

（２）　報酬が月額で定められているもの　毎月その月分を翌月10日

（３）　報酬が日額で定められているもの　翌月10日

（４）　前各号により難い場合においては、別に市長が定める。

（支給方法）

第５条　年額又は月額により支給される報酬は、任命、選任又は選挙された日から、任期満了、辞任、失職又は死亡によりその職を離れた日までを、当該月の実日数を基礎とした日割計算（この場合１円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）により支給する。

２　日額により支給される報酬は、執務日数に応じその日額を支給する。

３　１回を単位として支給される報酬は、１選挙及び１選挙会又は１投票ごとに支給する。ただし、２種以上同時に選挙を行うときはこれを１回とみなす。

４　前項に規定するもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成18年３月31日から施行する。

（経過措置）

２　平成18年３月31日に就職した非常勤特別職の職員については、別に定める場合を除き、第５条第１項の規定にかかわらず、同月又は同日分の報酬は支給しないものとする。

附　則（平成18年３月31日条例第188号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年７月24日条例第196号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年８月１日条例第205号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年９月29日条例第209号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月26日条例第９号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年６月26日条例第29号）

この条例は、平成19年７月１日から施行する。

附　則（平成19年12月25日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年３月25日条例第10号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年９月18日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年３月24日条例第８号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年７月１日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年12月20日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に景観審議会委員の項を加える改正規定は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年10月３日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年12月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年３月21日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成23年度までに任用された外国語指導助手及び国際交流員で平成24年度以降引き続き任用されるものの報酬については、改正後の別表の規定にかかわらず、月額300,000円とし、所得税等が賦課される場合は、その額を加算した額とする。

附　則（平成25年３月26日条例第13号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、別表に健康づくり推進員の項を加える改正規定は、公布の日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則（平成25年６月28日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月25日条例第４号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月24日条例第７号）

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年12月21日条例第25号）

この条例は、平成28年１月４日から施行する。ただし、別表の改正規定（「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める部分に限る。）は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成27年12月21日条例第30号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月23日条例第17号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年10月７日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年12月26日条例第48号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の場合においては、改正後の別表の規定は適用せず、改正前の別表の規定は、なおその効力を有する。

附　則（平成29年３月23日条例第11号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年10月11日条例第21号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成30年８月１日から施行する。

附　則（平成29年12月22日条例第23号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月22日条例第18号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月28日条例第５号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和元年７月４日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する

法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第１号）の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙から適用する。

附　則（令和２年３月25日条例第８号）

この条例は、令和２年４月１日から施行し、改正後の別表備考第１項の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

附　則（令和３年３月26日条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和３年７月１日から施行する。

附　則（令和３年７月９日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月28日条例第４号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月26日条例第５号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

職名		区分	報酬額（円）
教育委員会委員		月額	34,800
選挙管理委員会	委員長	日額	6,500
	委員		6,000
農業委員会	会長	月額	43,500
	会長代理		36,500
	委員		34,800
農地利用最適化推進委員		月額	30,600
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	6,500
	委員		6,000
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	月額	130,000
	議会の議員のうちから選任された者		52,000
選挙長		１回	10,800
投票所の投票管理者			12,800
期日前投票所の投票管理者			11,300
開票管理者			10,800
投票所の投票立会人			10,900
期日前投票所の投票立会人			9,600
開票立会人			8,900
選挙立会人			8,900
国民健康保険運営協議会委員		日額	6,000
民生委員推薦会委員		日額	6,000
子ども・子育て会議委員		日額	6,000
いじめ問題再調査委員会委員		日額	6,000
総合計画審議会委員		日額	6,000
都市計画審議会委員、臨時委員及び専門委員		日額	6,000

景観審議会委員		日額	6,000
空家等対策協議会委員		日額	6,000
社会教育委員		日額	6,000
公民館運営審議会委員		日額	6,000
文化財保護審議会委員及び臨時委員		日額	6,000
史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員及び特別委員		日額	6,000
世界遺産影響評価委員会委員		日額	6,000
スポーツ推進委員		年額	40,000
防災会議委員及び専門委員		日額	6,000
国民保護協議会委員及び専門委員		日額	6,000
図書館協議会委員		日額	6,000
情報公開審査会委員	委員長	日額	18,000
	委員		15,000
個人情報保護審査会委員	委員長	日額	18,000
	委員		15,000
障害支援区分認定審査会委員	医師	日額	18,300
	その他		15,000
指定管理者選定委員会委員		日額	6,000
サテライトオフィスに関する第三者委員会委員		日額	15,000
特別職報酬等審議会委員		日額	6,000
政治倫理審査会委員		日額	6,000
行政改革推進委員会委員		日額	6,000
入札監視委員会	委員長	日額	6,500
	委員		6,000
プロポーザル審査委員会委員		日額	6,000
交通安全対策協議会委員		日額	6,000
奨学資金貸付審議会委員		日額	6,000
教育支援委員会委員		日額	6,000
健康づくり推進協議会委員		日額	6,000

環境問題対策審議会委員		日額	6,000
地下水保全審議会委員		日額	6,000
太陽光発電設備設置審議会委員		日額	6,000
モーテル類似施設審議会委員		日額	6,000
学校給食運営審議会委員		日額	6,000
鳥獣被害対策実施隊員		日額	6,000
上下水道料金等審議会委員		日額	6,000
水道施設整備事業評価委員会委員		日額	6,000
おいしい南島原ブランド認定委員会委員		日額	6,000
原城跡世界遺産センター史資料調査検討委員会委員及び専門委員		日額	6,000
学校運営協議会委員		日額	2,000
保健衛生医		日額	18,000
福祉事務所嘱託医	一般	月額	46,800
	精神		15,000
老人ホーム入所判定会委員		日額	10,500
保育所嘱託医	内科	年額	120,000
	歯科		60,000
産業医		月額	50,000
過重労働相談医		年額	30,000
学校医		年額	200,000
学校歯科医		年額	200,000
学校薬剤師		年額	46,500
附属機関の構成員及びその他の非常勤職員		予算の範囲内で市長が定める額	

備考

1　投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬については、時間割計算により支給することができる。

2　農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬については、農地等の利用の最適化の推進のための活動に係るものとして、予算の範囲内で市長が定める額を、加算して支給することができる。

議案第１８号

口之津小学校校舎空調改修工事請負契約の締結について

提案理由

次のとおり契約を締結するため、議会の議決を経る必要があるので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第２条７号の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和８年８月２０日提出

南島原市教育委員会
教育長　松本　弘明

１　契約の目的　　口之津小学校校舎空調改修工事
２　契約の方法　　制限付一般競争入札
３　契約金額　　１６５，９７６，８００円
４　契約の相手方　研進工業・三信設備特定建設工事共同企業体
　　代表構成員　　長崎県諫早市小川町１２５１番地１
　　研進工業株式会社
　　代表取締役　八戸　泰道
　　その他構成員　長崎県南島原市深江町戊１１４５番地
　　三信設備有限会社　南島原営業所
　　所長　馬場　久美子

資料１

南島原市建設工事請負契約書

1　工事番号　　08南教総施第13号
2　工 事 名　　口之津小学校校舎空調改修工事
3　工事場所　　南島原市口之津町丁
4　工　　期　　令和　　年　　月　　日から
　　令和　　年　　月　　日まで
5　請負代金額　　￥１６５，９７６，８００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥１５，０８８，８００－　）
6　契約保証金

7　建設発生土の搬出先等
この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、搬出先の名称及び所在地を特記仕様書に定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

8　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり
建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、（１）解体工事に要する費用、（２）再資源化等に要する費用、（３）分別解体等の方法、（４）再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ別紙に記入する。
注：５の請負代金額には、（１）及び（２）に定める費用を含む。

9　住宅建設瑕疵担保責任保険
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第２条第５項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、（１）保険法人の名称、（２）保険金額、（３）保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書３通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

仮契約日　令和８年７月28日
本契約日　令和　　年　　月　　日

発　注　者　　住　所　長崎県南島原市西有家町里坊９６番地２
　　氏　名　南島原市長　　相川　武利　　印

受　注　者　　研進工業・三信設備特定建設工事共同企業体
代表構成員　住　所　長崎県諫早市小川町１２５１番地１
　　研進工業株式会社
　　氏　名　代表取締役　[illegible]　泰道
その他構成員　住　所　長崎県南島原市深江町戊１１４５番地
　　三信設備有限会社　南島原営業所
　　氏　名　所長　馬場　[illegible]

資料２－１

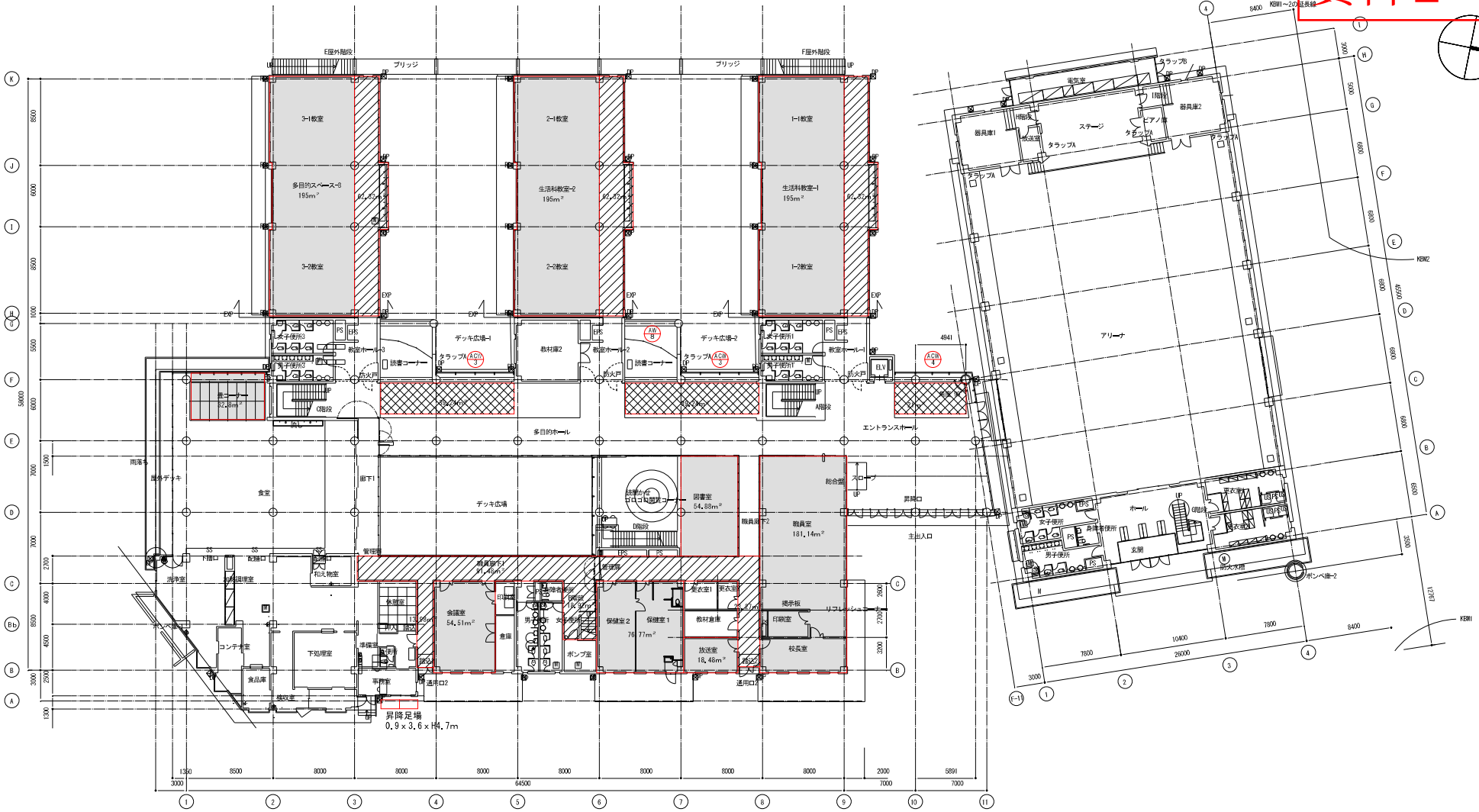

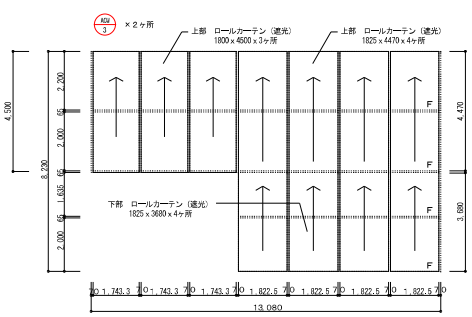

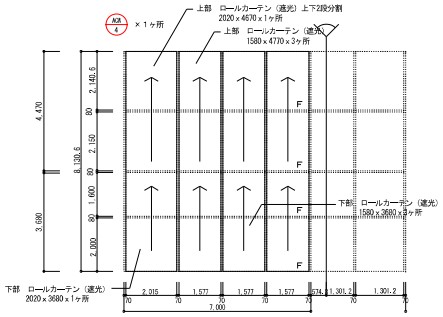

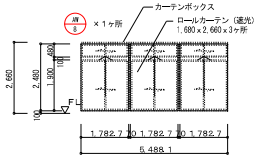

凡例

内部養生範囲	：1,003.58m²
搬出入路養生部分：	334.61m²
移動式動足場養生：	99.48m²

特記事項	伊崎建築設計事務所	TITLE	ITEM	SCALE	DATE	SHEET. NO.
	南島原市西有家町須川245 (TEL) 0957-65-2085 一級建築士 大臣登録 第167859号 伊崎 一広	口之津小学校校舎空調改修工事	1 階 平 面 図	A1：1/200 A3：1/400	24.10	A－02

資料２-２

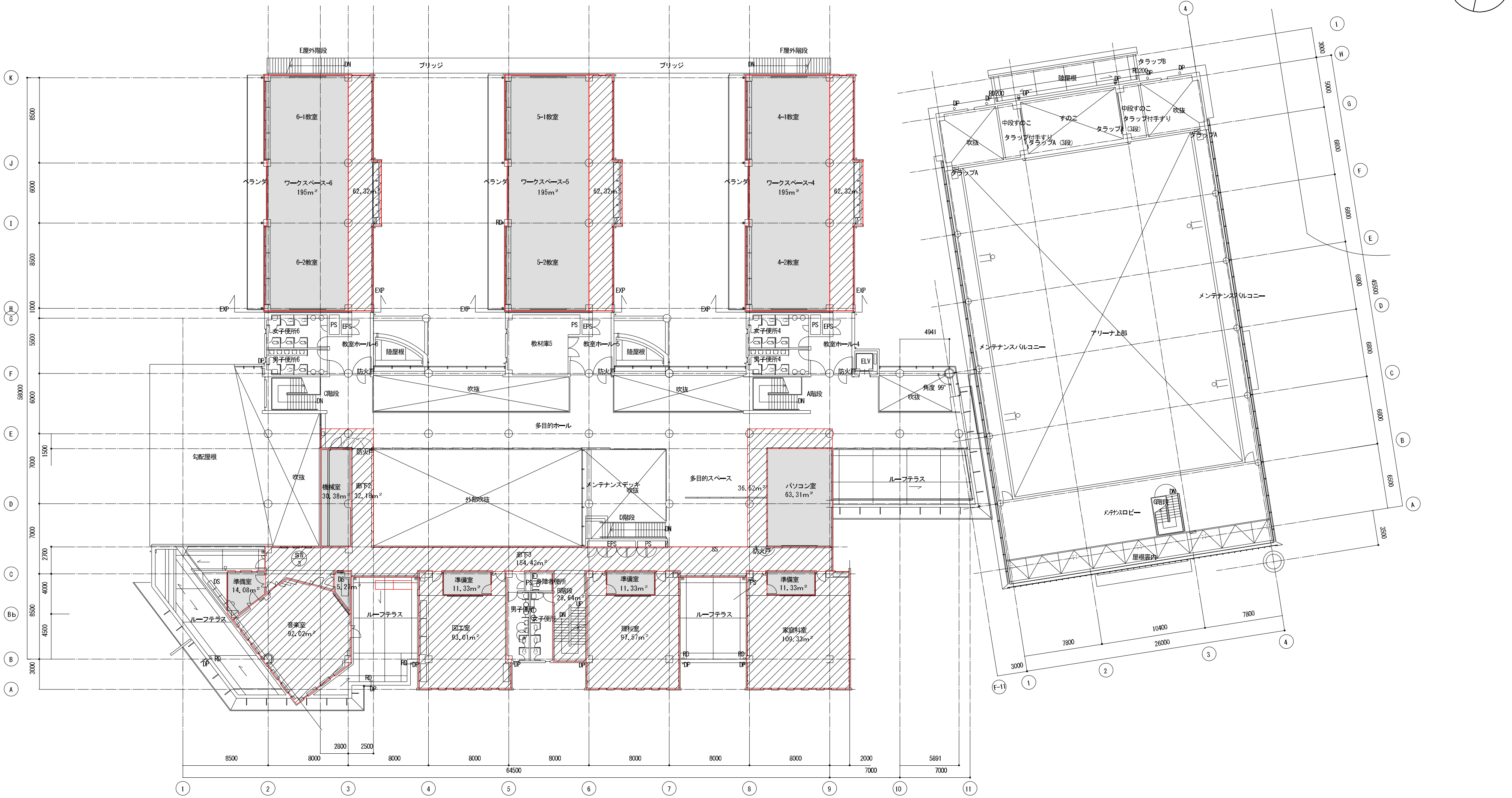

凡例

内部養生範囲：732.03m²

搬出入路養生部分：831.63m²

特記事項

伊崎建築設計事務所 南島原市西有家町須川245 (TEL) 0957-65-2085 一級建築士 大臣登録 第167859号 伊崎 一広	TITLE 口之津小学校校舎空調改修工事	ITEM ２階平面図	SCALE A1：1/200 A3：1/400	DATE 24.10	SHEET. NO. A－03

議案第１９号

南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について

提案理由

卒業者の男女別の合計の記入欄及び性別の記入欄を削除するため、所要の改正を行うもの。

令和８年８月２０日提出

南島原市教育委員会
教育長　松本　弘明

南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則

南島原市立小・中学校処務規則（平成18年南島原市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

様式第４号を次のように改める。

様式第４号（第５条関係）

年　度　卒　業　者　報　告

年　　月　　日

南島原市教育委員会

教育長　　様

学校長　　印

卒業者　計　　人

（卒業証書授与年月日　　年　　月　　日）

氏　　名	生年月日	保護者氏名	続柄	現　住　所	備　考

附　則

この規則は、令和８年９月１日から施行する。

南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新

様式第４号（第５条関係）

年　度　卒　業　者　報　告

年　　月　　日

南島原市教育委員会

教育長　　様

学校長　　㊞

卒業者　計　　人

（卒業証書授与年月日　　年　　月　　日）

氏　　名	生年月日	保護者氏名	続柄	現　住　所	備　考

旧

様式第４号（第５条関係）

年　度　卒　業　者　報　告

年　　月　　日

南島原市教育委員会

教育長　　様

学校長　　㊞

卒業者　計　　人

男　　人

女　　人

（卒業証書授与年月日　　年　　月　　日）

氏　　名	性別	生年月日	保護者氏名	続柄	現　住　所	備　考

南島原市立小・中学校処務規則

平成18年３月31日

教育委員会規則第９号

（目的）

第１条　この規則は、南島原市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）の実施並びに職員の服務及び事務処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（備付けの表簿及びその保管）

第２条　学校においては、施行規則第28条の規定による表簿のほか、次の表簿を備えなければならない。

（１）　学校沿革誌

（２）　卒業証書授与台帳（様式第１号）

（３）　教育課程関係綴

（４）　人事関係書類綴（辞令写簿を含む。）

（５）　各種命令簿

（６）　公文書綴

（７）　諸願届書綴

（８）　校地校舎等の図面（配線・配管等を含む。）

（９）　日誌、諸会議綴

(10)　統計資料綴

(11)　職員一覧表、学校要覧等

(12)　金銭にかかわる諸帳簿

(13)　その他特に指定するもの

２　前項第１号及び第２号は永久保存とし、その他の表簿は、５年以上これを保管しなければならない。

３　施行規則第28条第１項第３号に規定する履歴書は、長崎県教育委員会の用いる様式の例による。

（卒業証書）

第３条　施行規則第58条及び第79条の規定により、校長が授与する卒業証書は、様式第２号による。

（出席簿の様式）

第４条　校長が施行規則第25条の規定によって作成すべき児童生徒の出席簿は、様式第３号によらなければならない。

（全課程修了者の報告等）

第５条　施行令第22条の規定により、校長が、学校の全課程を修了した児童生徒の氏名を南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するときは、様式第４号によらなければならない。

（就学義務の猶予又は免除の認可申請）

第６条　施行規則第34条の規定により、保護者が就学義務の猶予又は免除の認可を受けようとするときは、就学猶予（免除）願（様式第５号）に医師の証明書等その事由を証するに足る書類を添え、その前年の11月末までに教育委員会に願い出なければならない。ただし、期日以後において、その事由の生じたときは、その都度速やかに願い出なければならない。

（前条により認可を受けた児童生徒の事由消滅の届出）

第７条　就学義務の猶予又は免除の認可を受けた児童生徒であって、その事由が消滅したときは、復学届（様式第６号）により、保護者は、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（校長の所掌事項）

第８条　法第37条第４項及び第49条に規定する校長の校務所掌事項は、おおむね次のとおりである。

（１）　所属職員の指揮監督

（２）　教育課程の編成及び管理

（３）　校務分掌の設定

（４）　教職員の勤務評定に関する事項

（５）　所属職員の出張命令及び願・届の処理

（６）　学校施設設備等の管理

（７）　児童生徒の賞罰

（８）　学校の財務に関する事項

（９）　教職員の日宿直

(10)　その他校務及び所属職員に関する事項

（出勤簿等）

第９条　職員が出勤したときは、自ら出勤簿に押印しなければならない。

２　校長は、職員の出勤、出張、休暇等の状況を出勤簿に記入し、整理、保管しなければならない。

３　校長は、毎月５日までに、その前月分の職員勤務報告書（様式第７号）を南島原市教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

（身分に異動を生じた場合の届出）

第10条　職員は、氏名、本籍、現住所その他身分に異動を生じたときは、直ちに、校長を通じ教育長に届け出なければならない。ただし、転籍又は改氏名の場合は、戸籍謄本又は抄本を添付しなければならない。

（着任）

第11条　職員は、採用又は転任を命じられたときは、発令の日から７日以内に着任しなければならない。

２　新採用者は、着任したときは、履歴書（写）を５日以内に、教育長に提出しなければならない。

３　やむを得ない理由により、第１項の期間内に着任することができないときは、校長にあっては教育長、所属職員にあっては着任先の校長の承認を受けなければならない。

（出張）

第12条　出張中、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに上司の指示を受けなければならない。

（１）　用務地又は日程の変更をする必要があるとき。

（２）　病気その他の事故によって、執務することができないとき。

（３）　天災事変のため、旅行を継続することができないとき。

２　職員は、出張用務を終わって帰校したときは、復命書により、校長に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。

（文書の収受及び配布）

第13条　学校に到達した文書及び物件は、校長の指示する職員が収受し、次の各号により処理するものとする。

（1）　親展文書は親展文書収受簿に、親展電報は親展電報収受簿に封かんのまま登載し、校長又はあて名の者に配布すること。

（2）　前号以外の文書は、校長の指示する職員が開封し、文書件名簿に、電報にあっては、電報収受簿に登載し、校長の閲覧に供しなければならない。

（文書の取扱い）

第14条　校長は、閲覧後、処理事項を指示して取扱者に交付するものとする。

２　取扱者が文書の交付を受けたときは、速やかに処理しなければならない。

（文書の処理）

第15条　文書の処理は、起案用紙にその伺文及び処理案を記載し、かつ、関係文書を添付し、校長の決裁を受けなければならない。ただし、事案が簡単又は定例のものは、簡便な方法で回議することができる。

２　文書の起案に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

（1）　努めて平易な言葉を用いること。

（2）　なるべく一般に慣用されている言葉を用いること。

（3）　努めて簡潔な言い回しを用いること。

（4）　字体を明瞭に書くこと。

（5）　字句を添削した場合は、その箇所に押印すること。

（6）　電報案は、特に簡明を主とし、略符号のあるものは、必ず用いること。

（7）　処理の要旨を説明する必要があるときは、その末尾に記載すること。

（8）　法規その他参照を必要とする事項は、その要旨を抜粋して、処理案の末尾に添付すること。

（電話又は口頭受理事項の処理）

第16条　電話又は口頭によって受理した事項で重要と認めるものは、電話又は口頭受理用紙に、その要領を記載し、第14条第２号の例により処理しなければならない。

（文書の署名）

第17条　文書の署名は、校長名又は学校名を用いる。

（公印の取扱い）

第18条　学校における公印の押印、保管等については、校長が保管者として責任をもって行わなければならない。

（事務の引継ぎ）

第19条　職員は、転任、休職又は退職等により、その職務を離れるときは、事務引継書により、後任者又は上司の指名した者にその事務を引き継がなければならない。ただし、上司の承認を受けた場合は、事務引継書の作成を省略し、口頭で引継ぎを行うことができる。

（統合型校務支援システム等により作成した様式の使用）

第20条　第２条第１項第２号、第３条から第７条まで及び第９条第３項に規定する様式は、教育委員会が指定する統合型校務支援システム等により作成した様式をもって代えることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成18年３月31日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の深江町立小・中学校処務規則（昭和52年深江町教育委員会規則第１号）、有家町立小、中学校処務規則（昭和54年有家町教育委員会規則第１号）、北有馬町立小・中学校処務規則（昭和52年北有馬町教育委員会規則第１号）、南有馬町立小、中学校処務規則（昭和52年南有馬町教育委員会規則第１号）、口之津町立小、中学校処務規則（昭和51年口之津町教育委員会規則第２号）又は加津佐町立小・中学校処務規則（昭和51年加津佐町教育委員会規則第１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第１号（第２条関係）

卒業証書授与台帳

年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	卒業年月日
第　号	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号	証書番号
								氏名
年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	生年月日
								現住所

様式第２号（第３条関係）

割　印

第　　号

卒　業　証　書

校　印

氏　　名

年　　月　　日生

小（中）学校の課程を卒業
したことを証する

年　月　日

南島原市立　　小（中）学校

校　長　名　印

様式第３号（第４条関係）

年　　月　　第　　学年　　組　　出席簿　　学級担任名

番号	氏　名	日 曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	停止・忌引き	病欠	事故欠	出席日数	遅刻	早退	備　考	月 授業日数	日
1																																									本月末在籍数	
2																																										
3																																										
4																																										
5																																										
6																																									入学者数	
7																																										
8																																										
9																																										
10																																										
11																																									転退学者数	
12																																										
13																																										
14																																										
15																																										
16																																									総授業日数	
17																																										
18																																										
19																																										
20																																										
21																																									停止・忌引き総	
22																																										
23																																										
24																																										
25																																										
26																																									出席すべき総数	
27																																										
28																																										
29																																										
30																																										
31																																									欠席総数	
32																																										
33																																										
34																																										
35																																										
36																																									出席総数	
37																																										
38																																										
39																																										
40																																										
41																																									出席率(%)	
42																																										
43																																										
44																																										
45																																										

（別紙）

児童生徒出席簿記入の手引

1　曜日の欄は、週休日を朱書きし、その下には赤の実線を引く。
2　日曜日を授業日とした場合、「日」の字の上に「出」と黒で書き、代日の「曜日」の字の上に「代」と朱書きする。曜日の欄の下には「○○のため振替」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。
3　国民の祝日は、その名称を曜日の欄の下に朱書きし、余白は赤の実線を引く。
4　国民の祝日が日曜日に当たる場合、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日の曜日の欄の下に「休日」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。
5　月末の余り日は、日を表す数字の欄を含め、黒の実線を引く。
6　臨時に休業する場合、曜日の欄の下には「○○のため臨時休業」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。
7　休業日は、休業日の名称をその最初の日の曜日の欄の下に朱書きし、余白は赤の実線を引く。休業最後の日も曜日の欄の下に赤の実線を引き、最初の日の曜日の欄の下から最後の日の実線の下に向けて、右下がりの斜線を引く。
8　8月は、日・曜日・氏名・本月末在籍数・入学者数・転（退）学者数を記入する。
　登校日は、参考のため、出欠を鉛筆書きしておく。
9　記入符号は、次のとおりとする。理由は備考欄に記入する。出席の場合は空欄とする。

　病欠（ヘラ）…×　　事故欠（旅）…／　　忌引（祖父）…チ

　停止（インフルエンザ）…テ　　遅刻…φ　　早退…ハ

10　忌引日数は、次のとおりである。（休日は通算する。）
　父母…7日　　祖父母・兄弟姉妹…3日　　伯叔父母…1日　　曾祖父母…1日
　ただし、遠距離の場合は、往復の日数を加算できる。
11　転入の場合は、その日の欄に「転入」と記入し、備考欄に年月日を記入する。転入の前日までは、赤の実線を引く。
12　転出の場合は、その日の欄に「転出」と記入し、転出先の学校の入学許可日の前日の欄に「転学」と記入する。その間は、黒の実線を引く。転学と記入した後は、3月末まで赤の実線を引き、氏名も赤の1本線で抹消する。備考欄には、転学した年月日を記入する。
13　記入事項に変更があった場合は、その都度記入する。その際、変更の場合は、赤の1本線を引き変更する。誤記訂正の場合は、赤の2本線を引き訂正印を押す。
14　卒業学年は、卒業式の翌日から3月24日まで曜日の欄の下に黒の実線を引く。
15　長期休業日
　学年始休業日　　4月 1日～4月 6日
　夏季休業日　　7月21日～8月31日
　冬季休業日　　12月25日～1月 7日
　学年末休業日　　3月25日～3月31日
16　国民の祝日
　元日・成人の日・建国記念の日・天皇誕生日・春分の日・昭和の日・憲法記念日・みどりの日・こどもの日・海の日・山の日・敬老の日・秋分の日・スポーツの日・文化の日・勤労感謝の日
　その前日及び翌日が国民の祝日である日（国民の祝日でない日に限る。）は、休日とする。この日は、曜日の欄の下に「休日」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。

17　不登校状態の児童生徒の出席の処理については、学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該児童生徒の学校復帰のために適切であると校長が認める場合は、出席扱いとする。なお、この場合の出席簿の記入は、「△」を記入する。

　　または、／又は×と記入した日を出席扱いと認めた場合は、上に「△」を重ねて記入する。備考欄には、出席扱いとした日数及び通所又は入所した施設名を記入する。

18　出席簿は、4 月 1 日から 3 月 31 日まで全日を記入する。

19　月末には、授業日数・月末在籍数・出席数等を記入する。

20　この記入要領以外の事項については、各校で統一した記入要領により記入する。

様式第４号（第５条関係）

年　度　卒　業　者　報　告

年　　月　　日

南島原市教育委員会

教育長　　様

学校長　　㊞

卒業者　計　　人

（卒業証書授与年月日　　年　　月　　日）

氏　　名	生年月日	保護者氏名	続柄	現　住　所	備　考

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

南島原市教育委員会　様

保護者氏名　　㊞

就　学　猶　予　（　免　除　）　願

下記について就学猶予（免除）を受けたいので、別紙診断書を添えてお願いいたします。

児童・生徒氏名		保護者氏名	
学年		住所	
生年月日			
猶予（免除）理由		児童生徒との続柄	
猶予期間	自　年　月　日 至　年　月　日	備考	

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

南島原市教育委員会　様

保護者氏名　　㊞

復　　学　　届

下記のとおり復学させたいので、お届けいたします。

1　児童（生徒）氏名
2　生年月日
3　就学猶予（免除）の始期
4　就学猶予（免除）の理由
5　添付書類　診断書写し

様式第７号（第９条関係）

職員勤務報告書　　年　　月分

南島原市立　　学校長　　印

職名	氏名	勤務した日数			勤務しなかった日数																備考
		勤務	出張	計	研修	年次	特別休暇						その他の休暇				職免	育児休業	部分休業	欠勤	その他（　）	特別休暇等の理由
							夏季	忌引	産前	産後	子の看護	その他	公傷	病気	生理	介護						

議案第２０号

教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書（令和７年度事業分）について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条の規定により、令和７年度における教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書を作成し、これを議会へ提出するとともに、公表しなければならないので、教育委員会の意見を求める。

令和８年８月２０日提出

南島原市教育委員会
教育長　松本　弘明

第８回定例会資料

教育委員会の所管事務に係る
自己点検・評価報告書

〔令和７年度事業分〕

令和８年９月

南島原市教育委員会

目　　次

（頁）

自己点検・評価報告書の作成の仕方について・・・・・・・・・・・・・・・（１）
教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価について　・・・・・・・・（５）
学識経験者の所見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（７）
自己点検・評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(14)

第１　教育委員会の活動及び管理執行事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・(15)

１　教育委員会及び教育委員の活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(15)

（１）教育委員会会議の運営及び情報発信
（２）教育委員と事務局との連携
（３）教育委員会と市との連携
（４）教育機関等との連携
（５）教育委員の研修等

２　教育委員会が管理又は執行する事務（教育長に委任できない事務）　・・・(17)

（１）教育行政運営に関する一般方針の決定
（２）学校その他教育機関の設置又は廃止の決定
（３）県費負担教職員の懲戒並びに小学校長及び中学校長の任免その他の進退についての内申
（４）教育次長、課長及びその他の教育機関（小学校及び中学校を除く）の長の任免
（５）学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更の決定
（６）教育委員会規則の制定又は改廃
（７）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見
（８）教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱
（９）教科用図書の採択に関する基本方針の決定
(10) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更の決定
(11) 市文化財の指定又は指定の解除の決定
(12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定による教育委員会の権限に属する事務についての点検及び評価並びに公表

第２　教育委員会事務局の執行事務（教育委員会から教育長が委任されている事務）　・・・(19)

１　学校教育の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(19)

１　「人間力」を育む教育の推進
（１）生きるための学力と人間力の向上
（２）学校体育・学校保健の充実
（３）地域に根ざした教育の推進
（４）教職員・指導者の育成
２　学校生活・就学支援
（１）学校生活の支援
（２）就学への支援
（３）高等学校教育・高等教育への支援

３　教育環境の整備
（１）適正規模・適正配置の推進
（２）学校施設の充実
（３）子どもたちの安全確保

２　社会教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (30)

１　学習機会の充実
（１）学びの場の提供
（２）図書館活動の充実
（３）地域交流活動拠点施設の活性化
（４）生涯学習施設の維持管理
（５）教育ＤＸの推進・デジタル人材の育成
２　青少年の健全育成
（１）青少年の健全育成
３　文化・芸術の振興
（１）文化・芸術への鑑賞・創造・参加機会の充実
（２）本市の魅力を高める文化・芸術活動の振興
（３）市民文化・芸術活動の推進
（４）伝統文化・伝統芸能の保存と継承
４　その他

３　スポーツの振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (40)

１　生涯スポーツの推進
（１）生涯を通じたスポーツの推進
（２）各種スポーツ教室の実施
（３）シニアスポーツの推進
（４）スポーツにおけるＤＸの推進
（５）各種スポーツクラブ等の育成
２　スポーツ力の強化
（１）スポーツイベントの実施
（２）社会体育施設の整備

４　文化財の保護と活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (45)

１　歴史・文化財の保護と保存整備・活用
（１）「原城跡」・「日野江城跡」の保存整備
（２）市内文化財の保存整備
（３）文化財周辺の環境保全
２　歴史・文化財の活用と普及
（１）歴史・文化財の活用と普及の推進
（２）歴史・文化施設等の環境整備と適正な維持管理
３　世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全
（１）世界遺産センターの整備
（２）ガイダンス機能の充実
（３）世界遺産市民協働会議活動の充実
（４）世界遺産の適切な保全と活用

自己点検・評価報告書の作成の仕方について

1　教育委員会の所管事務について、項目ごとに、点検・評価のコメント及び活動内容について記載しました。

教育委員会事務局の執行事務の項目については、「第２期南島原市教育振興基本計画」の施策体系ごとに達成度と評価を記載しました。

なお、「第２期南島原市教育振興基本計画」の施策（Ｐｌａｎ）を点検対象とし、その取組状況（Ｄｏ）を評価検証する（Ｃｈｅｃｋ）とともに、目的達成に向けた課題を明確化し、次年度以降の取組の方向性を示す（Ａｃｔｉｏｎ）、ＰＤＣＡサイクルによる計画の適切な進捗管理を行います。

【達成度】

◎第１教育委員会の活動及び管理執行事務

達成	達成率　１００％以上
概ね達成	達成率　８０％～９９％
未達成	達成率　８０％未満
未実施	事業を実施しなかったもの

◎第２教育委員会事務局の執行事務（教育委員会から教育長が委任されている事務）

A	計画を上回って進捗
B	計画どおり進捗
C	一部課題はあるが概ね計画どおり進捗
D	計画に全体的な遅れがある
E	計画の大部分が未達成

※「第２期南島原市教育振興基本計画」の最終年度（令和１０年度）に対する、令和７年度の進捗状況を達成度で示しています。

【評価】

継続	今後も対象範囲や条件等を変えずに予定どおり（計画どおり）実施するもの
拡充	今後、対象範囲や条件、規模等を拡大・追加して実施するもの
縮小	今後、対象範囲や条件、規模等を縮小して実施
改善	規模や対象等の変更を伴わず、事務手法等を改善する
統合	事業の再編や事務の簡素化等のため別の事業に統合する
完了･廃止	事業の完成などにより事業を終了するもの

2　回数や人数など、令和７年度の数値（実績）が前年度と比較できるものについては、令和６年度の数値を〔　〕書きで掲載しました。

3　「第２期南島原市教育振興基本計画」の指標（数値目標）があるものについては、各年度の目標及び実績を記載しました。

4　「２　社会教育の推進　４その他」へ施策体系にない「社会教育委員兼公民館運営審議会委員の活動」、「子ども会育成事業」、「青少年健全育成事業」の実績を掲載しました。

■ 施策体系

施策の柱	施策	施策細分		主な事業や取組
学校教育の充実【5-1】				
	1　「人間力」を育む教育の推進〔5-1-2〕			
		(1)生きるための学力と人間力の向上	①	主体的・対話的で深い学びの実現
			②	市学力調査の実施
			③	外国語教育の推進
			④	教育DXの推進
			⑤	道徳教育
			⑥	人権教育の推進
			⑦	平和教育
			⑧	キャリア教育
			⑨	読書活動
			⑩	校種間の円滑な接続
			⑪	学校給食を通じた食育の推進
		(2)学校体育・学校保健の充実	①	体力・運動能力調査の実施
			②	体力向上支援事業等の活用
			③	中学校総合体育大会の推進
			④	部活動の地域移行
			⑤	感染症への対応
			⑥	性教育の充実
			⑦	学校保健会との連携
		(3)地域に根ざした教育の推進	①	ふるさと学習（郷土学習）
			②	北村西望賞教育美術展の実施
			③	古野賞科学技術展の実施
			④	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置
			⑤	「普賢岳噴火災害を語り継ぐ日（９月１５日）」の実施
		(4)教職員・指導者の育成	①	教職員研修
			②	学校訪問
			③	研究指定
			④	学校支援共同実施連絡協議会
			⑤	学校支援員の配置
	2　学校生活・就学支援〔5-1-4〕			
		(1)学校生活の支援	①	就学相談の実施
			②	就学時健康診断の実施
			③	教育支援委員会の設置
			④	特別支援教育助手の配置
			⑤	コーディネーター研修会の実施
			⑥	心の教室相談員の配置
			⑦	南島原市適応指導教室（つばさ）の運営
			⑧	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
		(2)就学への支援	①	就学援助
			②	遠距離通学支援
			③	給食費の補助
		(3)高等学校教育・高等教育への支援	①	奨学資金貸付金
			②	奨学資金償還補助金
	3　教育環境の整備〔5-1-3〕			
		(1)適正規模・適正配置の推進	①	適正規模・適正配置事業
		(2)学校施設の充実	①	学校施設の耐震化工事
			②	学校施設整備・改修事業
			③	ICT機器活用環境の整備
			④	学校給食センターの円滑な運営
		(3)子どもたちの安全確保	①	学校施設安全点検
			②	防犯カメラの設置
			③	通学路の安全点検の実施

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組	
社会教育の推進【2-2】【5-1】【5-2】				
	1　学習機会の充実〔5-1-1〕〔5-2-1〕			
		(1)学びの場の提供	①	公民館講座
			②	家庭教育支援の充実
			③	地域人材の育成
		(2)図書館活動の充実	①	子ども読書活動推進事業
			②	読書サポーター養成事業
		(3)地域交流活動拠点施設の活性化	①	地域活性化フォーラムの開催
		(4)生涯学習施設の維持管理	①	社会教育施設の整備
			②	社会教育施設の適正配置
		(5)教育DXの推進・デジタル人材の育成	①	公民館講座等のデジタル活用推進
			②	図書館のデジタルライブラリー事業の推進
			③	社会教育施設管理DXの推進
	2　青少年の健全育成〔5-2-2〕			
		(1)青少年の健全育成	①	放課後子ども教室推進事業（寺子屋21）
			②	通学合宿事業
			③	地域学校協働活動推進事業
			④	人権教育推進事業
			⑤	高校生キャリア教育事業
	3　文化・芸術の振興〔2-2-1〕			
		(1)文化・芸術への鑑賞・創造・参加機会の充実	①	芸術文化振興事業
			②	子ども芸術鑑賞事業
		(2)本市の魅力を高める文化・芸術活動の振興	①	文化団体育成支援事業
			②	セミナリヨ現代版画展開催事業
		(3)市民文化・芸術活動の推進	①	アートビレッジ・シラキノ事業
		(4)伝統文化・伝統芸能の保存と継承	①	郷土芸能保存継承支援事業

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組	
スポーツの振興【5-3】				
	1　生涯スポーツの推進〔5-3-1〕			
		(1)生涯を通じたスポーツの推進	①	南島原市スポーツ協会との連携
			②	南島原市スポーツ推進委員会との連携
			③	総合型地域スポーツクラブ「TEAMひまわり」との連携
			④	部活動の地域移行
			⑤	各種スポーツ大会運営費等支援事業
		(2)各種スポーツ教室の実施	①	小学生水泳教室の実施
			②	マリンスポーツ教室の実施
			③	自然体験事業の実施
		(3)シニアスポーツの推進	①	シニア向け運動教室の実施
		(4)スポーツにおけるＤＸの推進	①	ｅスポーツの推進
			②	社会体育施設管理DXの推進
		「人間力」を育む教育の推進〔5-1-2〕 (5)各種スポーツクラブ等の育成	①	小中学生スポーツ大会出場支援事業
			②	小学校社会体育活動支援事業
	2　スポーツ力の強化〔5-3-2〕			
		(1)スポーツイベントの実施	①	市民スポーツ大会の実施
			②	原城マラソン大会の実施
			③	スポーツ専門指導員育成講習会や講演会の開催
		(2)社会体育施設の整備	①	社会体育施設の整備・管理
			②	社会体育施設の活用

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組	
文化財の保護と活用【2-1】				
	1　歴史・文化財の保護と保存整備・活用〔2-1-1〕			
		(1)「原城跡」・「日野江城跡」の保存整備	①	原城跡保存整備事業
			②	日野江城跡保存整備事業
			③	指定文化財公有化事業
		(2)市内文化財の保存整備	①	埋蔵文化財発掘調査事業（開発事業）
			②	埋蔵文化財発掘調査事業（学術目的）
			③	文化財の指定
		(3)文化財周辺の環境保全	①	指定文化財等の巡視及び清掃活動
	2　歴史・文化財の活用と普及〔2-1-2〕			
		(1)歴史・文化財の活用と普及の推進	①	指定文化財及び遺跡情報等の周知活動
		(2)歴史・文化施設等の環境整備と適正な維持管理	①	企画展等の開催
	3　世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全〔2-1-3〕			
		(1)世界遺産センターの整備	①	原城跡世界遺産センター整備事業
		(2)ガイダンス機能の充実	①	歴史資料調査及び展示用コンテンツ作成事業
			②	ＶＲ等デジタルコンテンツ整備活用事業
		(3)世界遺産市民協働会議活動の充実	①	世界遺産市民協働会議との連携事業
		(4)世界遺産の適切な保全と活用	①	世界遺産推進事業
			②	世界遺産周知啓発・情報発信事業
			③	原城跡来訪者対応事業

教育委員会の所管事務に係る自己点検･評価について

令和７年度の所管事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成しました。なお、学識経験者の知見の活用については、お二人にそれぞれ所見をいただきました。

自己点検及び評価に当たっては、客観的な視点に立って実施し、その結果、特筆すべき事項として次の点が挙げられます。

教育委員会の活動においては、ホームページによる詳細な会議録を毎回公開し、積極的な情報発信を行いました。さらに、学校訪問や研究発表会への参加により、市や学校との連携を図るとともに、県市町教育委員会合同研修会等の外部研修に参加し、情報交換や研鑽に努めました。

１．学校教育の充実においては、確かな学力・豊かな心と志・健やかな体を育む教育の推進に努めました。個々の児童生徒にきめ細やかな対応ができるよう、特別支援教育助手、学校支援員、心の教室相談員等を各学校の実情に応じて配置しました。また、教職員のスキルアップを図るための教職員研修「つなぐ」の実施や計画的な学校訪問等を行い、学校力の向上を目指しました。その他、生きるための学力と人間力の向上を目指した研究指定や就学・教育支援、子どもの悩み相談事業等を展開するとともに、総合学習事業により、各学校の横断的・総合的な学習を支援しました。学校給食センターについては、供用開始から４年が経過し、安全・安心な学校給食を提供しております。今後も各事業を効果的・継続的に推進してまいります。

適正規模・適正配置の推進については、「南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会」を設置し、今後の本市小・中学校の在り方について検討していただきました。令和８年度は検討委員会からの報告書を基に児童生徒の教育条件の改善と持続可能な学校運営を実現するため、本市小・中学校の再編に向けた検討を更に進めてまいります。

学校施設の充実では、「南島原市学校施設長寿命化計画」に沿って、非構造部材耐震化改修工事や屋根防水工事、バリアフリー化を含むトイレ改修工事などを実施しました。また、子どもたちの安全確保として市内小・中学校に防犯カメラの設置工事を行っており令和８年度に完了予定としております。

２．社会教育の推進においては、市民の学習ニーズに応じた学びの場を提供するため、公民館講座等の充実に取り組みました。また、乳幼児期から生涯にわたる学習機会の創出を図るため、家庭教育支援の充実に努め、家庭教育に関する学習機会の提供や地域で支える人材の育成に取り組みました。図書館事業では、市子ども読書活動推進計画に基づき、読書環境の充実や読書活動の提供に取り組みました。特に、保育園及び認定こども園等と連携し、保育士や保護者を対象に、本の選び方や読み聞かせの方法について学ぶ機会を設け、乳幼児期から本に親しむ環境づくりを推進してまいりました。文化・芸術事業では、アートビレッジ・シラキノを拠点として恐竜展をはじめとする各種事業を実施し、市民が文化芸術に触れる機会の創出を図り、施設の魅力向上と来館者の増加につながりました。今後も家庭教育支援の充実や青少年の健全育

成に取り組むとともに、地域との連携を図りながら、ふるさとへの愛着や誇りを育む学びの機会の創出に努めてまいります。

３．スポーツの振興においては、「マリンスポーツ教室」や親子で参加できる「自然体験事業」を実施し、本市の豊かな自然環境を活かしたスポーツ・体験活動の機会を提供しました。「第３３回原城マラソン大会」につきましては、1,659 人の参加を得ることができ、史跡原城跡をコースとした特色ある大会として、本市の魅力発信や交流促進につながりました。部活動地域展開においては、地域クラブサポートセンターを設立し、学校部活動から地域クラブ活動への円滑な移行に向け、関係団体、学校及び指導者と連携を図りながら推進してまいりました。今後も市民の健康増進とスポーツ競技力の向上及びスポーツによる交流人口の拡大を図り、地域の活性化につながる事業を進めてまいります。

４．文化財の保護と活用においては、国・県及び市指定文化財の保存・管理のための定期的な巡回や除草作業等の実施及び施設等の整備、資料館の修繕、収蔵品の燻蒸処理を行うとともに、企画展などを実施し入館者の増加に努めました。今後も適切な維持・管理に努めるとともに、文化財の保存と活用に努めてまいります。また、県営基盤整備に伴う深江町馬場地区の３遺跡の発掘調査などを行いました。今後も遺跡の発掘調査を継続しながら、保存と記録を行ってまいります。

国指定史跡原城跡及び日野江城跡については、普遍的な価値を有するかけがえのない文化財として維持管理に努めてまいります。令和７年度は両史跡において雨水排水対策整備など防災施設整備の実施とともに、とりわけ原城跡二ノ丸では、案内所・トイレ・休憩所および車両の転回機能を備えた便益施設（多目的広場）を令和８年３月に竣工しました。また、原城跡二ノ丸で保存目的、本丸で整備目的の発掘調査を実施しました。

世界遺産推進については、重要施策である世界遺産センター整備事業の造成工事が完了し、展示工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を進めつつ、外構工事の発注を行ったところであります。世界遺産センターは、世界遺産の価値を伝えるガイダンス施設としてだけでなく、地域の物産振興や観光振興面でも核となり得る施設として整備することとしており、関係部署や民間組織との連携を深めながら令和８年度中の供用開始に向けて取り組みを進めてまいります。

また、市内外に原城跡を PR するために、南島原市世界遺産市民協働会議を中心として、企画展の開催や県外で開催されるお城ＥＸＰＯなどに出展するなど、積極的に周知啓発活動を実施し、多くのお客様に参加いただきました。また、世界遺産の価値をより広く伝えるために、原城跡のパンフレットの配布や「原城 VR」の貸し出しなどを行うとともに、世界遺産の保存のための取り組みとして、保全状況報告のためのモニタリングや遺産影響評価を実施しました。

令和８年９月

南島原市教育委員会

学識経験者の所見

「教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書〔令和７年度事業分〕」についての所見

第１　教育委員会の活動及び管理執行事務

１　教育委員会及び教育委員の活動

人口減少、少子高齢化の急速な進行、グローバル化の進展や環境問題、また、生成ＡＩの出現やＤＸ化など社会の急激な変化への対応は、我が国を超えて世界的な課題である。このことは本市においても例外ではなく、喫緊の課題と思われる。

本市教育委員会は、国・県・市の方針を踏まえた計画の着実な実施に向けて、月に１回の定例会議の開催をはじめ、総合教育会議や学校訪問、各種研修会など教育委員会事務局と教育委員、教育委員会と市、あるいは教育機関等との連携を図るなど、きめ細かな活動がなされていることがうかがえる。

また、行政機関や教育関係者のみならず、保護者をはじめ広く市民に、目指す姿や方向性が共感・共有・共創されるよう、内容を分かりやすくまとめたうえで広報紙やホームページ、ＳＮＳなど多様な広報媒体を活用しながら、情報発信・広報活動に努め、周知を図られていることは、説明責任の観点からも努力されていることがわかる。

このような教育委員会の姿勢を高く評価したい。

２　教育委員会が管理又は執行する事務（教育長に委任できない事務）

「第２期　南島原市教育振興基本計画」は、今後推進すべき具体策が明らかにされ、本市の教育施策を総合的かつ計画的に推進できるように策定されている。これは、市総合計画のアクションプランとなるものであり、それぞれの施策（Plan）体系ごとに細かな項目を示して点検対象とし、その取組状況（Do）を評価検証（Check）するとともに、目標達成に向けた課題を明確化し次年度以降の取組の方向性を示す（Action)、PDCA サイクルによる計画の適切な推進を図ろうとされている。

これらは、教育行政に係る人事、規則・要綱・条例等の制定・改廃、予算等が伴うため、極めて慎重かつ厳正な職務の遂行が求められる。今後も公正かつ確実な業務遂行をお願いしたい。

第２　教育委員会事務局の執行事務（教育委員会から教育長が委任されている事務）

１　学校教育の充実

本市教育委員会は市民一人一人が「幸せで悔いのない人生を歩むための“善き人格”を育む」ことを教育の目的と設定している。このことは、まさに学習指導要領が示す「生きる力」を育むことであり、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために必要な「知・徳・体のバランスの取れた力」そのものである。

全国的に学校現場が抱える課題は多岐にわたる中、本市では取り組むべき様々な課題を、「人間力を育む教育の推進」、「学校生活・就学支援」、「教育環境の整備」の３つに整理し、それぞれに現状と課題を分析されたうえで、具体的な取組が設定されている。

次に達成度や評価の結果を見ると、道徳教育、人権教育、平和教育、読書活動などの心の教育の面、キャリア教育や学校生活・就学支援の面において、心身に障害のある児童生徒、特別な配慮を要する児童生徒、あるいは、経済的に困難な世帯に対する援助などについて、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな配慮がなされ、一定の成果が出ている。これらについてはぜひ今後も継続していただきたい。

もう一つ、ぜひ触れておきたいのが「部活動の地域移行」である。このことについては、学校教育にも大きく関係するが、スポーツの振興の項において後述したい。

ところで、教育の目標達成の実現には、その結果に責任が伴う。中でも「子どもの学力向上」は学校教育の最も重要な果たすべき責任といえる。本市は、教職員研修をはじめとする学力向上に対する不断の努力が行われている。しかしながら、児童生徒の絶対数が少ない中、単に正答率が全国平均を上回る学校数で評価することは必ずしも正しい結果といえないのではないだろうか。標準スコアや経年変化の活用など、今後は評価の在り方も工夫する必要があると思われる。

最後に、教員をめぐる課題であるが、教職員研修を充実し、高い専門性と豊かな人間性を持った品格ある教職員の育成に努められていることに敬意を表したい。反面、教職員の働き方改革については、期待と懸念があることを見極め、慎重かつ迅速に実施されることを期待したい。

2　社会教育の推進

本市は、人・場・歴史と文化・自然が豊かで、それらを市の貴重な財産としていかに魅力を高めるか、あるいは後継者の育成を含め、いかに後世に引き継いでいくかが重要と感じている。

公民館講座をはじめとする各種講座、家庭教育支援、地域活性化フォーラム、地域学校協働活動推進事業、芸術文化振興事業など、乳幼児期から高齢期まで人が生涯にわたって学び、学んだことを生かして活力ある地域や社会をつくり、自分も社会も充実したものとなるという、まさに生涯学習の視点で社会教育を推進しようとされていると感じた。

また、本市の特性を生かしたセミナリヨ現代版画展やアートビレッジ・シラキノ事業、学校教育課管轄ではあるが、ふるさと学習、北村西望賞教育美術展、古野賞科学技術展は子どもだけでなく、市民の心に潤いを与え、そして郷土を誇りに思い、故郷を愛する心を育てるものとして今後も継続を望む。

3　スポーツの振興

余暇社会、長寿社会を充実したものにするには、市民が健康で生きがいのある人生を送ることができるよう、行政が支えていくことが必要である。

本市では、市スポーツ協会、市スポーツ推進委員、「TEAM ひまわり」、各競技団体等と連携し、ジュニアからシニアまで生涯を通じた活動に参加できるよう各種イベント等を工夫されている。また、豊かな自然を活用したマリンスポーツの実施やスポーツにおけるＤＸの推進も時代を考慮した適切な取組といえる。

特筆すべきは、部活動の地域移行である。指導者、輸送、費用、責任の所在、生徒指導など様々な課題がある中で本市は積極的に取り組まれ、全国的にも先駆けの地域といえる。今後も関係課や関係班の垣根を超え、基本は常に「子どものため」という姿勢を貫き、ふるさと教育と連携し、地域に根ざした活動を考慮されていくことと期待したい。

４　文化財の保護と活用

本市には、世界遺産となった原城跡や日野江城跡、点在するキリシタン墓碑、原山支石墓群、旧長崎税関口之津支署庁舎、岩戸山樹叢や各種埋蔵文化財など地域固有の歴史や伝統を物語る数多くの文化財があり、それらは県内外にとどまらず、国内外にも誇るべき貴重な財産であり、市の魅力を発信する重要な役割を果たしている。

今回注目すべきは、原城跡をより身近で見たいという声にこたえる二ノ丸の多目的広場としての整備である。

また、普及という観点からは、広報紙やホームページなどを活用された情報発信や VR やアプリ、デジタルコンテンツの活用、あるいは国際交流事業などとの連携、各種ワークショップや会議の実施など官民協働による取組が行われている。

一方で、伝統芸能など無形文化財の後継者・継承者の育成が本市に限らず全国的な課題であるといえる。

今回、教育委員会の各所管課から詳細かつ丁寧に説明を受けた。

国・県の方針を踏まえながらも、市の総合計画との整合性を図り、豊かな人間性や人としての在り方など、時代を超えても変わることのない価値あるものを大切に残しながら、DX 推進や ICT 機器の整備、学校の適正規模・適正配置の検討など、時代や社会の変化に応じ、常に「不易流行」の姿勢を基調とされた、南島原市の未来を見据えた教育政策の在り方が示されていると感じた。

そして、それぞれの施策体系や項目ごとの進捗状況や達成度及び評価を実施することで説明責任を果たそうとする姿勢は、広く市民や関係機関の理解や協力を得ることができるはずである。これまで南島原市教育委員会が南島原市民のために不断の努力をされてきたことに敬意を払うとともに、今後の関係各位の事業推進に期待して所見とする。

令和８年９月１日

八　木　信　也

「教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書〔令和７年度事業分〕」についての所見

第１　教育委員会の活動及び管理執行事務

１　教育委員会及び教育委員の活動

教育委員会定例会は計画的に実施され、提案された議案等が遅滞なく審議されている。また、会議の結果は広報紙及び市のホームページを通じて市民への周知が適切に行われている。教育委員会と市との間で行われた総合教育会議において、本市教育行政の喫緊の課題について共有し組織横断的な取り組みのための協議が行われたことは大変有益である。学校訪問や各種行事の視察等も計画的に実施されており、適切な実態把握がなされている。教育委員の研修等へも積極的に参加し、充実した研修が行われていると推察する。

２　教育委員会が管理又は執行する事務（教育長に委任できない事務）

「第２期南島原市教育振興基本計画」に沿った目的を達成するための各種取り組みが慎重かつ適切に実行されている。「事例なし」の項目を除きすべての点検項目が達成されており、本市教育行政の基盤がしっかりしていることがうかがわれる。

第２　教育委員会事務局の執行事務（教育委員会から教育長が委任されている事務）

１　学校教育の充実

南島原市の学校教育は「確かな学力・豊かな心と志・健やかな体」を育むことを目指しており、この教育方針に沿って各種施策が一貫して実施されている。

学校教育の充実については、市学力調査の実施や教育 DX の推進の項目で設定した目標が、残念ながら未達成である。「第２期南島原市教育振興基本計画」策定時の設定目標が高いことや様々な社会的要因があるためと推察されるが、引き続き堅実な取り組みをお願いしたい。学校体育では、中学校総合体育大会や部活動の地域移行で目標を上回る成果がみられる。これまでの関係各位の尽力に敬意を表したい。地域に根ざした教育の推進でも、北村西望賞教育美術展の実施やコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置で目標を上回る成果がみられたことは高く評価できる。教職員・指導者の育成では、ほぼすべての項目で計画に沿った進捗がみられることは大変有益である。今日的な学校教育の諸課題に対応するためにも、これまでどおり根気強い取り組みをお願いしたい。

学校生活・就学支援については、「安心で安全な学校」を実現するための様々な支援が継続的に実施されていることがうかがわれる。特に人的配置の充実は、日常の学校生活や教育活動を担保するために欠かせない。これからも継続した支援が行われることを切望する。

教育環境の整備については、学校の適正規模・適正配置の推進に向けて「南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会」において検討がなされ、報告書の提出を受けた。少子化・人口減少をはじめ児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情等をふまえた今後の施策立案・実現を期待する。学校施設の充実では、耐震化工事や整備・改修が計画に沿って着実に進捗していることがうかがわれる。子どもたちの安全確保については、学校への過度な負担を軽減し、地域住民の理解や協力を得ながら整備されることを期待する。

２　社会教育の推進

学習機会の充実については、全般的に計画に沿った進捗がなされるとともに、設定した目標が概ね達成されていることは評価できる。

学びの場の提供では、公民館講座や地域人材育成の充実がうかがわれる一方で、家庭教育支援の充実に課題がみられる。家庭教育支援のための講座やプログラムへの参加者が少ないことが一因であり、家庭の教育力の低下が危惧される。学校教育や社会教育の充実には、その基盤となる家庭教育の充実が欠かせないので、関係部局と一層の連携を図るとともに効果的な施策の立案・実現をお願いしたい。図書館活動の充実では、子どもの読書活動の推進や後述のデジタルライブラリー事業の推進について課題がみられる。計画に沿った施策の実現を期待する。地域交流活動拠点施策の活性化では、コミュニティ・スクールの実現や地域学校協働活動充実のための地域人材の育成が着実になされている点が評価できる。

青少年での育成では、放課後子ども教室推進事業（寺子屋２１）や通学合宿事業への継続的な取り組みに感謝したい。南島原市発足以前からの取り組みであることをふまえ、地域住民の理解や協力を得ながらこれからも継続されることを期待する。

文化・芸術の振興では、施策全般を通じて人口減少で施策の継続が難しくなるなか、概ね計画通りに進捗している点が評価できる。

３　スポーツの振興

生涯スポーツの推進では、南島原市スポーツ推進委員会との連携や部活動の地域移行において、目標や計画を上回る結果・進捗がみられたことは高く評価できる。関係各位並びに事務局の努力に感謝したい。各種スポーツ教室の実施では、小学生水泳教室やマリンスポーツ教室の項目で改善が求められる。シニア向け運動教室が実施できなかったこともあわせて、啓発活動をはじめとした継続的な取り組みを期待する。スポーツにおける DX の推進や各種スポーツクラブ等の育成については概ね計画通りの進捗がみられる点が評価できる。

スポーツ力の強化では、スポーツイベントや社会体育施設の活用について概ね目標どおりの参加者数や利用者数を得ることができた。生涯スポーツの推進は市民の生きがい創生に大きく寄与する取り組みであることをふまえ、引き続き充実に向けての施策の実現を期待する。

４　文化財の保護と活用

歴史・文化財の保護と保存整備・活用では、原城跡・日野江城跡の保存整備や埋蔵文化財の発掘等が遅滞・遺漏なく行われていることがうかがわれる。このような息の長い施策の実行こそが、南島原市の歴史や文化を身近に感じふるさとを愛する情操を育むことに大きく寄与すると推察する。

歴史・文化財の活用と普及では、その周知活動に課題がみられた。抜本的な手法の見直しと周知事業の改善に期待する。

世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全については、世界遺産指定の効果が続いているうちに、ガイダンス機能の充実とあわせて計画に沿った施策の実現が求められると考える。

本所見の作成にあたっては、教育委員会の所管事項に係る自己点検・評価（令和７年度）についての丁寧な説明を受け、多くの質問にも的確かつ誠実な回答をいただいた。すべての所管事項において、目標達成に向けた積極的かつ具体的な施策の展開とともに適正な自己評価がなされている。

これまでの担当者及び関係各位の尽力に敬意を表するとともに、これからの南島原市の教育の充実に大きな期待を寄せて、本所見とする。

令和８年９月１日

小　松　久　展

自己点検・評価

第１　教育委員会の活動及び管理執行事務

１　教育委員会及び教育委員の活動

（１）教育委員会会議の運営及び情報発信

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
①　会議の開催回数 ○　審議が必要な事項については漏れなく行われており、会議回数も適正であった。定例会を１２回〔１２回〕（月１回）実施した。 教育委員会に提案した議案等は、総数３４件〔３５件〕あった。	達成	継続
②　広報・広聴活動の状況 ○　教育委員会の定例会開催の市民への周知は、公告及びホームページを利用して行った。 教育委員会の会議録については、ホームページによる公開を行った。 ・ホームページ公開・・・１２回〔１２回〕	達成	継続

（２）教育委員と事務局との連携

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　教育委員と事務局間において、年間を通じて重要事項となっていることについて、確実に連絡調整を行った。 ○　教育委員会の議題のうち議案に関しては、教育委員が議案の検討を事前に十分行うことができるよう会議日以前に教育委員へ資料を送付した。 ○　懸案事項等についても、教育委員会会議の所管事項で報告し、諸問題に係る意見交換や検討・報告を十分に行った。	達成	継続

（３）教育委員会と市との連携

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　前年度は日程調整がつかず総合教育会議を開催できなかった反省課題を踏まえ、早期から市長部局と連携を図り、９月に総合教育会議を開催した。 教育委員会と市との間で、教育行政の課題等について共有し、組織横断的な取り組みに向けた意見交換を実施した。 ・総合教育会議･･･１回〔未開催〕 ・協議内容 ①市内小・中学校の適正規模・適正配置について ②市内小・中学校体育館の空調設備について ③学力向上対策について	達成	継続

（４）教育機関等との連携

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
① 学校への訪問 ○ 学校訪問は学校の教育環境の実態を把握し、必要に応じて改善の手立てを講じることが狙いである。原則として３年で全校を訪問することとしており、教育委員会としての責務により、学校訪問を行った。 ・訪問校数・・・小学校５校〔４校〕、中学校１校〔３校〕 ○ 教育委員は、学校訪問の他に研究発表会や入学式、運動会などの各種行事にも事務局と連携して出席した。	達成	継続
② その他施設への訪問 ○ 各施設で行われる行事等の開催に合わせて訪問を行った。	達成	継続

（５）教育委員の研修等

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○ 外部研修会等には計画的に参加し、研鑽に努めた。 また、新しい情報や懸案事項等については、その都度、教育委員会の会議の場において議題にするなど、情報の共有化を図った。 〔活動内容〕 教育長・・・ 都市教育長協議会（全国・県）の研究会や長崎県・市町教育委員会連携会議等に参加し、県及び各市町の教育長との情報交換、懸案事例の検証等を行った。 教育委員・・ 県市町教育委員会合同研修会等の外部研修に参加し、情報交換や研究等研鑽を行った。	達成	継続

区 分	全国対象	九州内対象	県内対象
参 加 回 数	１回〔１回〕	２回〔１回〕	６回〔７回〕
参加延べ人数	１人〔１人〕	６人〔１人〕	１１人〔１２人〕

２　教育委員会が管理又は執行する事務（教育長に委任できない事務）

（１）教育行政運営に関する一般方針の決定

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　今後推進すべき具体策を明らかにし、本市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和５年度に「第２期 南島原市教育振興基本計画」を策定し、その計画に沿った目的を達成するため取り組んでいる。	達成	継続

（２）学校その他教育機関の設置又は廃止の決定

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画に基づく廃止について、教育委員会で審議し、可決された。 ・教育財産の内容：南島原市立野田小学校（校舎・体育館） ※体育館については、社会体育施設に変更。	達成	継続

（３）県費負担教職員の懲戒並びに小学校長及び中学校長の任免その他の進退についての内申

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　任免その他の進退についての内申に係る決定は、教育委員会会議の中で遺漏なく審議した。 ・教職員の人事の内申	達成	継続

（４）教育次長、課長及びその他の教育機関（小学校及び中学校を除く）の長の任免

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　任免その他の進退に係る決定は、教育委員会会議の中で遺漏なく審議した。 ・事務局職員の人事に係る審議 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１８条第７項の規定による）	達成	継続

（５）学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更の決定

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　事例なし	―	継続

（６）教育委員会規則の制定又は改廃

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　必要な規則等の制定改廃については、遅滞なく、漏れなく審議した。 ・規則、要綱、規程の制定改廃議案・・・７件〔６件〕	達成	継続

（７）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　必要な案件については、漏れなく審議した。 ・条例議案・・・条例制定　　０件〔０件〕 　　条例改正　　３件〔２件〕 ・契約議案・・・請負契約　　０件〔１件〕 　　財産取得　　１件〔０件〕 ・予算議案・・・当初予算案　１件〔１件〕 　　補正予算案　７件〔６件〕	達成	継続

（８）教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　必要な審議については、遅滞なく、漏れなく実施した。 ・委員の任命等議案・・・８件〔１４件〕	達成	継続

（９）教科用図書の採択に関する基本方針の決定

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　事例なし	―	継続

(10) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更の決定

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　南島原市立野田小学校の廃止（令和８年３月３１日）に伴う学校区域の変更に関する南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について、教育委員会で審議し、決定された。	達成	継続

(11) 市文化財の指定又は指定の解除の決定

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　事例なし	―	継続

(12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定による教育委員会の権限に属する事務についての点検及び評価並びに公表

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評価
○　自己点検及び評価を行い、その報告書を議会へ提出し、ホームページで公表した。 　点検及び評価を行うに当たって、検討会議を２回開催し、学識経験者の知見の活用を図ることができた。	達成	継続

第２　教育委員会事務局の執行事務（教育委員会から教育長が委任されている事務）

１　学校教育の充実

１　「人間力」を育む教育の推進

（１）生きるための学力と人間力の向上

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

①　主体的・対話的で深い学びの実現【学校教育課 学校教育班】

○　児童生徒が学びの主体となる「主体的・対話的で深い学び」を実現し、単なる知識や技能の習得ではなく、自分で考え、判断し、表現できる力を育成するために、多くの学校で授業改善に取り組んだ。

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

②　市学力調査の実施【学校教育課 学校教育班】

○　児童生徒の学力の現状や課題を、全市的な規模で的確かつ客観的に把握・分析するために市学力調査を実施し、学力向上に関する教育施策の成果と課題を検証し、改善を図った。市学力調査のすべての学年の全ての調査で全国平均以上の正答率の学校数は０校ではあったが、小学校の算数においては、全ての学年が昨年度の標準スコアを上回っており、着実に学力は向上している。学校訪問や教職員研修等を通じて、授業改善についての指導を行い、学力の底上げに努める。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">市学力調査のすべての学年の全ての調査で全国平均以上の正答率の学校数</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>５校</td><td>６校</td><td>７校</td><td>８校</td><td>９校</td><td>１０校</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>０校</td><td>０校</td><td>０校</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>E</td><td>改善</td></tr>
<tr><td>

③　外国語教育の推進【学校教育課 学校教育班】

○　グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成するため、外国語指導助手（ALT）を中学校へ、英語指導助手（EAT）を小学校へ派遣し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、英語に親しめるように取り組んだ。また、英検及び英検 Jr.学校版の受験料を全額補助することで、児童生徒の自発的な能力開発や夢の実現に向けた取組を支援することができた。英検の受験者数が少ない学校に対して受験者増加に向けた取組を呼び掛けていく。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">英検及び英検 Jr.学校版受験者数の割合（小学校）</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>４％</td><td>４％</td><td>５％</td><td>６％</td><td>７％</td><td>８％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>４％</td><td>４％</td><td>５％</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">英検受験者数の割合（中学生）</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>３４％</td><td>３６％</td><td>３７％</td><td>３８％</td><td>３９％</td><td>４０％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>３８％</td><td>２６％</td><td>２５％</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">英検３級以上の英語力を有する生徒の割合（中学校卒業時）</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>５１％</td><td>５３％</td><td>５５％</td><td>５７％</td><td>５９％</td><td>６０％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>４６％</td><td>４７％</td><td>５０％</td><td>－</td><td>－</td><td>—</td></tr>
</table>

</td><td>D</td><td>改善</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

④　教育ＤＸの推進【学校教育課 学事保健班】

○　小・中学校において、授業での学習用端末の活用頻度も増えるとともに、家庭への持ち帰りも全ての小・中学校で実践できた。学習用端末を活用した学習の充実を図るため、授業支援及びAIを活用した学習支援の機能を持つ、ＩＣＴ学習ソフト「ミライシード」のモニター利用を全校で実施し、令和８年度に同ソフトを正式導入する予定である。今後、すべての教師が授業の中でＩＣＴ機器を効果的に活用する場面を設定できるようにする必要があり、そのための研修を計画的に実施していく。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">ICT 機器を活用した学習をほぼ毎日している児童の割合</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>２０％</td><td>４５％</td><td>６５％</td><td>８０％</td><td>９０％</td><td>１００％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>１３％</td><td>１６％</td><td>２６％</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">ICT 機器を活用した学習をほぼ毎日している生徒の割合</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>２０％</td><td>４５％</td><td>６５％</td><td>８０％</td><td>９０％</td><td>１００％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>１３％</td><td>２０％</td><td>２６％</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>Ｅ</td><td>改善</td></tr>
<tr><td>

⑤　道徳教育【学校教育課 学校教育班】

○　道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を培うため、「特別の教科 道徳」の指導の充実を図るとともに、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する」道徳教育を実践した。 また、長崎県教育庁義務教育課による道徳教育推進に係る指導主事派遣事業も活用し、道徳教育及び道徳科に係る指導内容・方法等の改善に係る協議等を通して、道徳教育の充実を図った。

</td><td>Ｂ</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

⑥　人権教育の推進【学校教育課 学校教育班】

○　各学校においては、児童生徒の発達の段階を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るための教育を推進するとともに、インターネットやＳＮＳなどによるいじめなどの多様な課題も含めた人権侵害の実態把握に努め、保護者や関係機関と連携した改善対策を推進した。

</td><td>Ｂ</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

⑦　平和教育【学校教育課 学校教育班】

○　児童生徒の発達の段階や地域の実態を踏まえ、学校における全ての教育活動を通して、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質と実践的態度を育成した。 各学校では、８月９日の「長崎原爆の日」に平和集会を開催し、平和に関する発表や平和宣言などを行うなど、平和教育の充実を図った。

</td><td>Ｂ</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

⑧　キャリア教育【学校教育課 学校教育班】

○　将来の夢や目標を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育に取り組んだ。小中連携の一環としてキャリアパスポートの有効活用を図り、キャリア教育の充実に努めていく。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">将来の夢を持っている児童の割合</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>７０％</td><td>７５％</td><td>８０％</td><td>８５％</td><td>９０％</td><td>９０％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>６５％</td><td>６０％</td><td>８６％</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">将来の夢を持っている生徒の割合</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>６０％</td><td>６５％</td><td>７０％</td><td>７５％</td><td>８０％</td><td>８０％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>４０％</td><td>４２％</td><td>７３％</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>Ａ</td><td>継続</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>⑨　読書活動【学校教育課 学校教育班】
○　小・中学校へ近隣の市立図書館から職員を週１回派遣し、本の整理や貸し出しの補助など、学校図書館の充実に取り組んだ。児童生徒の要望に応じた図書や豊かな心を育てるための図書の計画的な購入に努めた。</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>⑩　校種間の円滑な接続【学校教育課 学校教育班】
○　幼保小連携を推進し、幼児期における遊びを通して培った主体性などの資質・能力を小学校以降の教育にしっかりと引き継ぐこと、今後更に遊びを中心とした幼稚園や保育園などの生活から教科学習が中心となる小学校の生活への円滑な接続を図ることができるように、１月末に、幼保小代表者合同研修会を開催した。
教育課程に関する連携までには至っていない。
○　教育課程に関する小・中連携については、ふるさと教育の推進により、小・中学校が互いの教育課程を開き合い、９年間を見通した教育課程を編成した小・中学校がある。今後、このような取組を全小・中学校に広げていく必要がある。
<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">教育課程に関する幼保小連携の実施校数（小学校）</th></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>３校</td><td>４校</td><td>５校</td><td>７校</td><td>１０校</td><td>１３校</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>３校</td><td>４校</td><td>５校</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">教育課程に関する小・中連携の実施校数（小・中学校）</th></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>１１校</td><td>１２校</td><td>１３校</td><td>１５校</td><td>１８校</td><td>２１校</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>１０校</td><td>１３校</td><td>１２校</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table></td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>⑪　学校給食を通じた食育の推進【学校教育課 学校教育班】
○　栄養教諭、学校栄養職員が、市内全小・中学校を給食時間に訪問し、食育指導を行った。また、全国学校給食週間には、各学校給食集会を開催するなどして、地場産物や生産者について認識したり、食への感謝の気持ちを高めたりすることができた。</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
</table>

（２）学校体育・学校保健の充実

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>①　体力・運動能力調査の実施【学校教育課 学事保健班】
○　すべての小・中学校で、体力・運動能力調査を実施した。
小・中学校ともに、全国平均と比べて上回っている種目もあるが、筋持久力と柔軟性を計測する種目ではほとんどの学年が平均を下回る結果となった。これは、ここ数年同様の傾向である。</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
</table>

② 体力向上支援事業等の活用【学校教育課 学事保健班】

○ 県が実施する小学校を対象とした「地域スポーツレジェンド派遣事業」及び「体育学習サポーター事業」に３校（５回）が応募し、水泳や陸上等の授業で活用した。

令和７年度は「体育学習アドバイザー事業」「保護者・地域体力向上セミナー」（旧ファミリーフィット！！）の活用はなかったので、令和８年度は広く周知し、活用を促進する必要がある。

指 標	県主催体力向上支援事業等の活用学校数					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	５校	６校	７校	８校	９校	１０校
実 績	２校	３校	３校	－	－	－

D　改善

③ 中学校総合体育大会の推進【学校教育課 学事保健班】

○ 令和７年度も大きな事故等もなく、中体連が掲げる「感謝」「マナー」「勝負」のスローガンのもと、実施することができ、生徒の健全育成に寄与することができた。

九州中学校総合体育大会では、陸上競技（男子１年１５００ｍ）において見事優勝を果たした他、陸上競技（女子砲丸投）、女子ソフトテニス、男女ソフトボールにそれぞれ出場した。

令和８年度は、部活動の地域展開に伴い、部活動として参加する最後の中学校総合体育大会となる。市中体連事務局及び南島原市地域クラブサポートセンターと連携を図り、スムーズな競技運営を行う。

A　継続

④ 部活動の地域移行【学校教育課 学事保健班、生涯学習課 スポーツ振興班】

○ 部活動の受け皿として、令和７年度までに１３の認定地域クラブが設立された。令和８年度は２８クラブとなる予定である。また、拠点校部活動を実施し、生徒の活動場所までの移送サービスを継続して行う。地域展開への理解を得るための周知活動を行っているが、今後も継続して実施し、市民が生涯にわたって豊かなスポーツ・文化活動に親しめる環境を整えていく。

指 標	部活動の地域移行の割合					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	０％	２０％	３０％	１００％	１００％	１００％
実 績	－	３８％	４３％	－	－	－

A　継続

⑤ 感染症への対応【学校教育課 学事保健班】

○ 小・中学校における感染症対策は各学校の実態に応じて継続して取り組まれていたが、令和６年度に比べて臨時休業等の数は増加した。

・令和７年度臨時休業等の実施した学校　小学校１０校〔７校〕、中学校５校〔１校〕

B　継続

⑥ 性教育の充実【学校教育課 学事保健班】

○ 令和７年度は、口之津中学校において、産婦人科医哲翁正博氏を講師として性教育講話を実施した。本市では、令和３年度から長崎県学校保健専門医派遣事業を活用し、令和７年度までの５か年で、市内８中学校で専門医による性教育を実施した。

B　継続

⑦ 学校保健会との連携【学校教育課 学事保健班】

○ 令和７年度長崎県養護教諭研究協議大会及び長崎県健康教育研究協議大会において、本市の養護教諭２名が養護教諭部会及び保健主事部会を代表して研究発表を行った。コロナ渦で実施できなくなっていた学校保健委員会を再開する学校も増加し、児童生徒の健康の保持増進に寄与する活動の充実が期待できる。

B　継続

（３）地域に根ざした教育の推進

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

①　ふるさと学習（郷土学習）【学校教育課 学校教育班】

○　口之津小・中学校では、令和５・６年度の２年間、長崎県の指定を受けふるさと教育の研究に取り組んだ。令和７年度は、コミュニティ・スクールを活用しながらふるさと学習の充実に取り組んだ。

指 標	「ふるさと学習連携カリキュラム」の作成・実践校数（小・中学校）					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	２校	４校	８校	１６校	２１校	２１校
実 績	２校	４校	４校	－	－	－

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

②　北村西望賞教育美術展の実施【学校教育課 学事保健班】

○　本市の出身で名誉市民である北村西望氏の功績を称え、本市小・中学校の美術教育の振興を図ることを目的として開催した。

１１月１５日(金)～１７日(日)に展覧会を開催し、１７日には表彰式を開催した。

・北村西望賞教育美術展入賞数　総出品数５６４点〔４９４点〕

西望賞・・小学生　４点、中学生　２点〔小学生　４点、中学生　２点〕

優秀賞・・小学生１２点、中学生　６点〔小学生１２点、中学生　６点〕

特　選・・小学生６０点、中学生２０点〔小学生６０点、中学生２０点〕

指 標	北村西望賞教育美術展の出展の割合					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	４７％	４９％	５１％	５３％	５４％	５５％
実 績	５０％	５４％	６１％	－	－	－

</td><td>A</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

③　古野賞科学技術展の実施【学校教育課 学事保健班】

○　本市の出身で名誉市民である古野清孝氏、古野清賢氏兄弟の功績を称え、本市小・中学校の科学技術教育の振興を図ることを目的として開催した。

１１月１５日(金)～１７日(日)に展覧会を開催し、１７日には表彰式を開催した。

次年度の出品数を増やすため、市校長会などを通じて学校に出品を呼び掛けていく。

・古野賞科学技術展入賞数　総出品数　１１８点〔１０２点〕

古野賞・・小学生　１点、中学生　１点〔小学生　１点、中学生　１点〕

優秀賞・・小学生　２点、中学生　１点〔小学生　２点、中学生　１点〕

特　選・・小学生　６点、中学生　３点〔小学生　６点、中学生　３点〕

指 標	古野賞科学技術展の出展の割合					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	７１％	７３％	７５％	７７％	７８％	８０％
実 績	５８％	６０％	６９％	－	－	－

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
</table>

④　コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置【学校教育課 学校教育班】

○　令和７年度は、西有家小学校、西有家中学校を対象学校として、西有家地区に学校運営協議会を設置した。また、有馬小学校、北有馬中学校の２校を対象学校として、北有馬地区に学校運営協議会準備検討委員会を設置した。

※地域学校協働活動本部設置地区　４地区〔３地区〕

指 標	学校運営協議会を設置した学校数					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	２校	４校	６校	８校	１０校	１２校
実 績	４校	７校	９校	－	－	－

A　継続

⑤　「普賢岳噴火災害を語り継ぐ日（９月１５日）」の実施【学校教育課 学校教育班】

○　大野木場小学校では９月１５日をメモリアルデーとして、ふるさとの方々の思いや復興までの努力について学び、防災に対する意識を高めた。他の小・中学校でもその日を「普賢岳災害を語り継ぐ日」として噴火災害を語り継ぐ取組を行った。

C　継続

（４）教職員・指導者の育成

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　教職員研修【学校教育課 学校教育班】 ○　「南島原市の教育の在り方」の実現を目指して、本市における喫緊の教育課題や教職員のニーズに応じた実践的な研修を行うことで、高い専門性と豊かな人間性をもった品格ある教職員を育成し、学校力の向上を図ることをねらいとしている。学力向上、授業改善、特別支援教育等をテーマとした研修を計画し、すべて実施した。 ・実施内容 開設講座の種類・・・６種類〔５種類〕 実施講座数・・・・・９講座〔１３講座〕 受講対象者・・・・・全教職員 ・講座終了後のアンケート結果（ねらいに基づく構成や運営がなされたか。） よかった・・・・・６５．８％〔７６．７％〕 ややよかった・・・２６．３％〔２０．６％〕 やや悪かった・・・　６．８％〔　２．３％〕 悪かった・・・・・　１．１％〔　０．３％〕	B	継続
②　学校訪問【学校教育課 学校教育班】 ○　学校訪問は学校の教育環境の実態を把握し、必要に応じて改善の手立てを講じることをねらいとしている。原則として３年で全校を訪問することとしており、学校経営方針の着実な具現化に向けて、指導助言を行った。 ・訪問校数・・・小学校５校〔４校〕、中学校１校〔３校〕	C	継続
③　研究指定【学校教育課 学校教育班】 ○　「生きるための学力と人間力の向上」をテーマに、先進的な研究を行った。 ・指定期間・・・２年間（研究の内容等により延長も可） ・指定校・・・・有馬小学校（令和６～令和７年度） ・・・・有家中学校（令和６～令和８年度） ・・・・堂崎小学校（令和７～令和８年度） ・研究費・・・・指定校に研究費として年間１０万円の市費助成を行った。 ・研究実績 研究発表会の開催 有馬小学校・・・・・１１月７日(金) ２年次 本発表	B	継続

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
④　学校支援共同実施連絡協議会【学校教育課 学事保健班】 ○　学校支援共同実施室の円滑な運営と整備、充実を図るため、南島原市学校支援共同実施室組織運営規程に基づき２回開催し、学校における事務処理の効率化と学校運営に関する支援を行った。 開催期日・・・５月２１日（水）、２月２日（月） 開催場所・・・南有馬庁舎大会議室	B	継続
⑤　学校支援員の配置【学校教育課 学校教育班】 ○　小・中学校の教育活動に際し、教職員の業務支援を行うことにより、教職員がより児童生徒への指導や教材研究等に尽力できるようにするために配置しており、教職員の負担軽減が図られ、個に応じた指導や教員の働き方改革の推進に寄与した。 ・配置状況 配 置 人 数・・・２１人〔２１人〕 配 置 学 校 数・・・２１校〔２１校〕 ・年間勤務日数・・・１９０日	B	継続

２ 学校生活・就学支援

（１）学校生活の支援

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　就学相談の実施【学校教育課 学校教育班】 ○　幼児の小学校入学、児童生徒の進級・進学にあたり、保護者との面談や幼児及び児童生徒の状況把握を通して、保護者の不安や悩みに寄り添うとともに、適切な教育的支援について話合いを行った。 ・開催期日・・・８月２６日（火）、２７日（水）、２８日（木） ・開催場所・・・西有家総合学習センター ・相談者数・・・４５人〔４２人〕	B	継続
②　就学時健康診断の実施【学校教育課 学事保健班】 ○　令和７年度は、市内８地区を３つのブロック（加津佐・口之津・南有馬・北有馬、西有家・有家、布津・深江）に分けて就学時健康診断を実施した。南高医師会や各学校との連携を図り、目的を達成することができた。令和８年度においても、３ブロックで開催する予定である。 ・開催期日・・・１０月１６日（木）、１０月２９日（水）、１１月１３日（木）	B	継続
③　教育支援委員会の設置【学校教育課 学校教育班】 ○　心身に障がいのある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期して、教育委員会の諮問に応じて、その結果を答申し、適切な就学支援を行った。 ・開催期日・・・７月９日(水)、１１月１２日(水) ・開催場所・・・南有馬庁舎中会議室 ・出 席 者・・・教育支援委員１３人、教育長他４人、計１７人 ・審議件数・・・４３件〔１２８件〕	B	継続

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

④　特別支援教育助手の配置【学校教育課 学校教育班】

○　特別な配慮を要する児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導ができるように配置した。

特別支援教育助手の配置によって、児童生徒の状況に応じた学習指導、生徒指導及び生活指導、進路指導等への適切な支援ができた。

・配 置 学 校 数・・・２０校〔２１校〕

（１１校は２人配置、３校は４人配置、７校は１人配置）

・年間勤務日数・・・１５２日

<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">特別支援教育助手配置数</th></tr>
<tr><th>年 度</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ１０</th></tr>
<tr><td>目 標</td><td>４３人</td><td>４３人</td><td>４３人</td><td>４３人</td><td>４３人</td><td>４３人</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>４１人</td><td>４３人</td><td>４１人</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

⑤　コーディネーター研修会の実施【学校教育課 学校教育班】

○　各学校の校内委員会の推進役であり、専門機関や保護者との連絡・調整役でもある特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るため研修会を実施した。

ペアレントメンターによる講話を通じて、保護者が抱える思いや願いに理解を深めるとともに、家庭と学校の協働の在り方について学ぶことができた。

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

⑥　心の教室相談員の配置【学校教育課 学校教育班】

○　心の教室相談員は、悩み等を持つ児童生徒の相談を専門的に受けたり、ストレスを和らげたりすることができる第三者的な存在であり、校内における相談体制を整えるために配置した。今後は、研修会を充実し、心の教室相談員の資質向上に努め、不登校児童生徒の減少に繋げる。

・配 置 人 数・・・１１人

・年間勤務日数・・・１４０日

<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">不登校児童生徒割合</th></tr>
<tr><th>年 度</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ１０</th></tr>
<tr><td>目 標</td><td>１．６％</td><td>１．４％</td><td>１．２％</td><td>１．０％</td><td>０．９％</td><td>０．８％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>１．９０％</td><td>１．７７％</td><td>１．９６％</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>D</td><td>改善</td></tr>
<tr><td>

⑦　南島原市適応指導教室（つばさ）の運営【学校教育課 学校教育班】

○　適応指導教室（つばさ）には３人の指導員を配置し、不登校児童生徒への支援を行った。児童生徒の通室は５名と少なかったが、指導員が学校を訪問し、別室登校をしている児童の支援を行い、教室に復帰させることができた。

不登校児童生徒数については、小・中学校ともに横ばい状態にあり、設定目標に達しておらず、心の教室相談員との連携を更に深めていく必要がある。

・不登校児童生徒数

小学校・・・　８人（全体の　０．４６％）〔１１人（全体の０．６１％）〕

中学校・・・４５人（全体の　４．６６％）〔３８人（全体の３．９６％）〕

計　・・・５３人（全体の　１．９６％）〔４９人（全体の１．７７％）〕

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

⑧　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置【学校教育課 学校教育班】

○　県教育委員会が任用するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置及び派遣することで、児童生徒、保護者、教職員の悩みの解決やストレスの軽減に効果があった。

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
</table>

（２）就学への支援

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>① 就学援助【学校教育課 学事保健班】
○ 経済的な理由により市内の小・中学校に就学させることが困難な世帯に対し、学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費などの援助を行うことで、就学の支援を行った。
・令和７年度 就学援助受給者数 小学校・・・２９２人〔２９５人〕
中学校・・・１９２人〔１８５人〕</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>② 遠距離通学支援【学校教育課 学事保健班】
○ 小学校の統合（分校の本校併合を含む）により遠距離通学となる児童の負担軽減と安全管理を図るためスクールバスを利用できるものとした。
○ 公共交通機関を利用して遠距離通学をする児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、公共交通機関の定期券の購入に要する費用の一部を補助金として交付した。
・令和７年度 補助金交付人数 ２５人〔１７人〕</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>③ 給食費の補助【学校教育課 学事保健班】
○ 多子世帯及び物価高騰対策として給食費の支援を行った。
・学校給食費保護者負担軽減補助金 補助額 ６，９５１，０００円
〔１０，２６８，３３３円〕
対象：第３子目以降 ２００人〔２１６人〕
・学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金
令和６年度に保護者が負担した学校給食費からの値上げ相当分を上限として補助（小学生 月額８００円、中学生 月額１，０００円）を行った。
補助額２１，３７６，０００円
〔５，７７６，８１５円〕
３か月分（令和７年１２月１日から令和８年２月２８日）の学校給食費について、無償化を行い、子育て世代の経済的負担軽減を図った。
補助額３１，６３４，３００円</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
</table>

（３）高等学校教育・高等教育への支援

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>① 奨学資金貸付金【教育総務課 教育総務班】
○ 学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的理由により就学が困難である学生に対して奨学資金を無利子で貸与し、就学の支援を行った。
・令和７年度 奨学資金貸付者９３人（うち新規３８人）〔８２人（うち２７人）〕
貸付額４，７４１万５千円〔４，２９８万円〕</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>② 奨学資金償還補助金【教育総務課 教育総務班】
○ 若者の定住促進を図るため、本市の奨学資金を借りて学校を卒業した後、市内に居住し、就労しているなどの条件を満たした人に対して、償還した奨学金の３分の２以内の金額を補助金として交付した。
・令和７年度 補助金交付者３７人（うち新規７人）〔３３人（うち８人）〕
交付額４，５９０，１９８円〔４，０５３，６７８円〕
<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">奨学資金償還補助金</th></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>７人</td><td>７人</td><td>７人</td><td>７人</td><td>７人</td><td>７人</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>１０人</td><td>８人</td><td>７人</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table></td><td>A</td><td>継続</td></tr>
</table>

３ 教育環境の整備

（１）適正規模・適正配置の推進

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

① 適正規模・適正配置事業【教育総務課 教育総務班、学校教育課 学校教育班】

○ 学識経験者、学校関係者、保護者代表などで構成する「南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会」を設置し、南島原市における児童生徒を取り巻く状況や地域の実情等を基に、目指すべき施策の方向性についてご協議いただき、報告書の提出を受けた。この報告書を基に、次年度、再編計画の策定に向け取り組むこととしている

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
</table>

（２）学校施設の充実

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

① 学校施設の耐震化工事【教育総務課 教育施設班】

○ 校舎及び体育館の耐震補強工事は平成２６年度で終了していることから、学校施設の更なる安全性向上を図るため、小学校１件の非構造部材耐震化改修工事を実施した。

今後も、小・中学校の非構造部材耐震化改修工事を計画的に進めていく予定である。

小学校の非構造部材耐震化改修工事・・・１件

工 事 名 称	工事費（円）
加津佐小学校校舎内部建具改修工事（２期）	63,098,200

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

② 学校施設整備・改修事業【教育総務課 教育施設班】

○ 学校施設及び設備の老朽化等に伴い、整備改修工事を実施した。

小学校施設の整備改修工事・・・１件

工 事 名 称	工事費（円）
口之津小学校エレベーター部品交換工事	1,446,500

中学校施設の整備改修工事・・・計４件

工 事 名 称	工事費（円）
布津中学校校舎トイレ改修工事【2 期】 ※総事業費:52,140,000(内 R6:前払金 16,500,000)	35,640,000
【R6 繰】加津佐中学校校舎屋根防水改修工事 ※総事業費:40,637,300（内 R6:前払金 13,000,000）	27,637,300
【R6 繰】深江中学校校舎屋根防水等改修工事 ※総事業費:51,629,600（内 R6:前払金 17,940,000）	33,689,600
【R6 繰】西有家中学校校舎屋根防水改修工事	52,855,000
合 計	149,821,900

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
</table>

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
③　ICT 機器活用環境の整備【学校教育課 学事保健班】 ○　国が示すＫＰＩの指標として「教員への学習用端末一人一台整備」について１００％を維持している。 　また、ＧＩＧＡスクール構想第２期に向け策定した各種計画に基づいて、ネットワーク速度の確保に向けた調査、中学校の学習用端末（ChromeOS）１，１６０台の更新及びＩＣＴ研修会を開催し、学習用端末の積極的な活用を図った。	C	継続
④　学校給食センターの円滑な運営【学校教育課 学事保健班】 ○　学校給食センター供用開始４年が経過し、調理業務や配送作業等も確立され、安定した運営が出来ている。また、給食センターの見学や試食の受入れを行い、児童や保護者、地域住民へ食育の推進を担う役割を果たしている。 　アレルギー対応（代替食）については、当初、卵のみの対応だったが、令和５年９月からは、えび・かに・いか及び種実類の代替食も提供可能とした。 ・施設見学　１４件（延べ５０３人）〔１６件（４０２人）〕	B	継続

（3）子どもたちの安全確保

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　学校施設安全点検【教育総務課 教育施設班】 ○　５月下旬から６月上旬にかけて、各学校の修繕個所の確認と合わせて安全点検を実施した。 　また、日々の日常点検について、各学校において点検を行っており、異常があった場合は報告を頂くこととなっている。	B	継続
②　防犯カメラの設置【教育総務課 教育施設班】 ○　令和６年度までに設置完了した南有馬中学校及び深江中学校・有家小学校を除く防犯カメラ未設置の小・中学校については、学校施設環境改善交付金を活用し、現在設置工事中であり令和８年度中に設置完了予定である。 指 標｜防犯カメラ設置校数（分校を除く） 年 度｜Ｒ５｜Ｒ６｜Ｒ７｜Ｒ８｜Ｒ９｜Ｒ１０ 目 標｜－｜６校｜２１校｜２１校｜２１校｜２１校 実 績｜４校｜６校｜６校｜－｜－｜－ ※目標値の補足 南島原市立野田小学校の廃校（R8.3.31）に伴い、２０校に設置するものである。	B	継続
③　通学路の安全点検の実施【学校教育課 学校教育班】 ○　「南島原市通学路交通安全プログラム」に基づき、有家・西有家地区において、学校及び関係機関とともに通学路の安全点検を実施し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に努めた。	B	継続

２　社会教育の推進

１ 学習機会の充実

（１）学びの場の提供

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

①　公民館講座【生涯学習課 社会教育班・教育振興班】

○　公民館講座等の学習活動の機会と内容の充実を図るとともに、学習の成果を社会に還元できるような環境の整備に努めた。また、各地区での一般講座、女性講座、歴史講座、防災講座等の地域課題に即した講座や人づくり・地域づくりにつながる学習会、自治公民館などとの連携事業を企画し、公民館本来の役割を考えた事業の実施に努めた。

・各種公民館講座の開設

一般・女性・歴史・防災講座、高齢者学級　　１９８教室〔１６２教室〕

受講者数　　延べ ５，６３９人〔５，３４２人〕

<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">公民館講座・高齢者学級の開催数</th></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>１３０回</td><td>１３０回</td><td>１３０回</td><td>１３０回</td><td>１３０回</td><td>１３０回</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>２３３回</td><td>２０８回</td><td>２３８回</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>Ａ</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

②　家庭教育支援の充実【生涯学習課 社会教育班】

○　子育てに関心が高い父母等に、乳幼児期から学びの機会創出を図るため、親育ち講座などの講座を実施するほか、家庭教育支援施設「わくわく広場」や公民館、図書館の積極的な活用に努めた。また、家庭教育（子育てサロン）講演会も実施した。

令和７年度の目標には届かなかったが、今後は、出生数の減少による対象者の減少をふまえ、これまでの事業内容や実施方法を見直し、周知方法等の改善を図っていく。

・家庭教育学級　４６講座〔４６講座〕　　延べ受講者１４７人〔１６６人〕

親育ち講座　　６講座　３３人

はじめのいっぽ講座　　２４講座　１３２人

にほ・さんぽ講座　　１６講座　８９人

・家庭教育講演会の実施（８月２４日）

来場者数　　３４０人〔１９１人〕

・子育てサロン講演会の実施（６月２１日）

来場者数　　４１人〔７１人〕

○　家庭教育支援プログラムなどを活用した「子育て講座（わくわく広場）」を開催した。また、家庭教育支援員による子育て相談や情報提供などの「子育て支援」をありえコレジヨホールで定期的に実施した。

・わくわく広場における講座　３０講座〔３２講座〕受講者数３３９人〔２７１人〕

（家庭教育支援プログラム、おはなし会ほか）

・情報提供及び相談支援（講座以外）

来所・訪問件数　　８９件〔１２３件〕

来所・訪問者数　　２９４人〔１３０人〕

<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">親学び・親子学び・子学び講座回数</th></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>５０回</td><td>６０回</td><td>７０回</td><td>８０回</td><td>９０回</td><td>１００回</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>４９回</td><td>４６回</td><td>４６回</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>Ｄ</td><td>改善</td></tr>
</table>

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
③　地域人材の育成【生涯学習課 社会教育班】 ○　人材育成については、保育士を中心として主に乳幼児期に関する「保護者支援」の知識・技術等を身につけた保護者支援士の養成に努めた。また、結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目のないきめ細やかな支援を行うコアサポーター養成講座・ファシリテーターの養成講座についても実施した。 ・家庭教育支援コアサポーターフォローアップ講座 １回目　７月２３日　　受講者数　１０人〔　１４　人〕 ２回目　１月１９日　　受講者数　　９人〔　１２人〕 ・家庭教育支援プログラムファシリテーター養成・フォローアップ講座 ３月１日　　受講者数　１８人　〔２７人〕 ファシリテーター数　１３５人〔１３１人〕 ・南島原市保護者支援スキルアップ講座 １２月２１日、１０月２０日、１１月１０日実施 延べ受講者数　２４人〔４５人〕	B	継続

（２）図書館活動の充実

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　子ども読書活動推進事業【生涯学習課 社会教育班】 ○　「読書活動の推進を目的とした、図書館と幼稚園、保育園、および認定こども園との連携事業」では、希望のあった児童保育施設へ図書館職員を派遣し、子ども達の読書活動推進を図った。このほか、南島原市の子どもたちが、より確かな読書習慣や情報活用の力を身につけていくための指針として令和４年３月に策定した「南島原市子ども読書活動推進計画」に基づき、更なる読書活動の推進に取り組んだ。 また、保育園等との連携事業については、子どもへの読み聞かせを中心とした内容から、保育士や保護者を対象とした読み聞かせの手法や、選書方法を学ぶ研修へと見直しを行った。さらには、令和８年度から小学校教職員まで対象を拡大し、出向くだけでなく、図書館に来館してもらい実施する研修も取り入れるなど、読書活動の推進にむけた取り組みを進めていく。 ・図書館教室 内容　各図書館　参加者数　延べ　６，１０２人〔６，２７３人〕 ・図書館まつり 南島原市図書館まつり（開館２０周年事業） 日　時：令和７年１１月１日（土） 場　所：西有家総合学習センター　カムス 内　容：①図書館友の会の皆様による読み聞かせの部屋 ②絵本作家である長谷川義史、あおきひろえご夫妻による夫婦ライブ 参加者：おはなしの部屋　１３７名 夫婦ライブ　　２１７名	D	改善

指 標	保育園・幼稚園・認定こども園連携事業数					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	５事業	１０事業	１５事業	２０事業	２５事業	３１事業
実 績	４事業	７事業	３事業	－	－	－

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
② 読書サポーター養成事業【生涯学習課 社会教育班】 ○ 読書サポーター養成講座（年２回開催） 第１回 令和７年１１月９日（１０：３０～１２：００） 講 師：大道 智子 氏（絵本専門士/大村市立図書館司書） テーマ：読み聞かせの大切さやコツ、楽しみ方について（初心者向け） 参加者：２０名 第２回 令和７年１１月９日（１３：３０～１５：００） 講 師：第１回と同じ テーマ：子どもにとっての絵本は何なのか、選書の方法や読み聞かせのコツなど 参加者：２５名 ○ 図書館友の会支援事業 内容 図書館友の会６団体へ運営費補助	B	継続

（３）地域交流活動拠点施設の活性化

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
① 地域活性化フォーラムの開催【生涯学習課 社会教育班】 ○ 地域全体で未来を担う子どもたちの豊かな学びの提供と成長を支えるため、地域のあり方を見つめ直すとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の重要性の認識と関係者相互の資質の向上を図ることを目的に「地域の力を考える集い」を開催した。 ・地域の力を考える集い 第１回 ６月２８日（土）実施 ８１名参加 第２回 ７月１２日（土）実施 ６３名参加 第３回 １月１７日（土）実施 ７４名参加 第４回 ３月 ５日（土）実施 ５０名参加	A	継続

指 標	地域活性化フォーラム「地域の力を考える集い」参加者数					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	２００人	２２０人	２４０人	２６０人	２８０人	３００人
実 績	４４人	２００人	２６８人	－	－	－

（４）生涯学習施設の維持管理

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
① 社会教育施設の整備【生涯学習課 社会教育班・教育振興班】 ○ 「南島原市公共施設等総合管理計画」に基づき修繕等を実施し、施設の維持管理に努めた。主な施設整備は以下のとおり。 ・ありえコレジヨホール空調ヒートポンプチラー整備工事 357 万円 ・原城図書館内外壁改修工事 2,225 万 9 千円	B	継続

② 社会教育施設の適正配置【生涯学習課 社会教育班・教育振興班】 ○ 施設については、市民生活の基盤として公共サービスの提供を行ってきたが、人口減少と少子高齢化が進行中であり、税収の減少と扶助費の増加が見込まれることから、施設の維持や更新等に必要な財源の確保は、より一層困難なものとなってきているため、「南島原市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画により、施設の再編を推進しており、地区公民館等の現在利用している地元自治会等への譲渡または廃止等を推進した。 ・譲渡 ０施設〔０施設〕 ・廃止 ２施設〔０施設〕	B	継続

（５）教育ＤＸの推進・デジタル人材の育成

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
① 公民館講座等のデジタル活用推進【生涯学習課 社会教育班・教育振興班】 ○ スマートフォンやパソコンを活用するため、各地区で行っている高齢者教室等で実施した。	C	継続
② 図書館のデジタルライブラリー事業の推進【生涯学習課 社会教育班】 ○ 県内市町村での導入状況や取り組み状況について調査を行い、導入検討を進めている。	E	改善
③ 社会教育施設管理ＤＸの推進【生涯学習課 社会教育班・教育振興班】 ○ 令和６年度に導入した公共施設予約システムについて、利用者の利便性の向上を図るため、オンライン申請・キャッシュレス決裁機能を追加した。	B	継続

２ 青少年の健全育成

（１）青少年の健全育成

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>① 放課後子ども教室推進事業（寺子屋 21）【生涯学習課 社会教育班・教育振興班】
○ 放課後こども教室推進事業（寺子屋 21）
令和７年度は計画通り６月から開催し、前期・後期教室ともに実施した。
週末活動がメインであることから、今後平日の居場所づくりや学習活動の場として、新しい生活様式のもと放課後教室の拡充にも努める。
前期 ５３教室 〔５１教室〕
後期 ５２教室 〔５０教室〕
○ 南島原未来塾
高校入試を控えた中学生への学習支援（基礎学力の向上）や、社会的・職業的自立に向けたキャリア形成に必要な能力等を培うことを目的に実施した。
<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">放課後子ども教室（寺子屋 21）の延べ参加者数</th></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>８００人</td><td>９００人</td><td>1,000 人</td><td>1,300 人</td><td>1,700 人</td><td>2,000 人</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>９４４人</td><td>７４２人</td><td>８４２人</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

② 通学合宿事業【生涯学習課 社会教育班・教育振興班】

○ 地域で学ぶ通学合宿事業

当初、５地区で開催を計画していたが、申込者が実施人数に満たなかったため、４地区での開催となった。令和８年度は事業内容・スケジュール等を精査し、実施に向けて改善を図る。

・６泊７日通学合宿

南有馬 １１月１６日（日）～１１月２２日（土） 参加者数 ４名

・５泊６日通学合宿

北有馬 １１月２４日（火）～１１月２９日（土） 参加者数 １４名

・３泊４日通学合宿

深江 １１月１１日（火）～１１月１４日（金） 参加者数 ８名

布津 １１月２６日（水）～１１月２９日（土） 参加者数 １１名

<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">通学合宿の実施小学校数</th></tr>
<tr><th>年 度</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ１０</th></tr>
<tr><td>目 標</td><td>４校</td><td>４校</td><td>６校</td><td>８校</td><td>１０校</td><td>１２校</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>０校</td><td>２校</td><td>５校</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>C</td><td>改善</td></tr>
<tr><td>

③ 地域学校協働活動推進事業【生涯学習課 社会教育班】

○ 学校支援会議を核とした「南島原っ子の夢・憧れ・志育成プロジェクト」に基づき、学校・家庭・地域の更なる連携・協働による子どもたちの生きる力や相互の教育力の向上に努めた。

会議、研修会を通じて、これからの学校と地域の目指すべき姿として、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動へ移行を進めた。

令和７年度は、４地区目となる西有家地区地域学校協働本部の設立を行った。

学校教育課と調整を図りながら事業を推進した。

・地域学校協働本部設置件数 ４地区（南有馬・口之津・布津・西有家）〔３地区〕

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

④ 人権教育推進事業【生涯学習課 社会教育班】

○ 青少年人権教育推進事業の開催

・青少年人権講演会（市内全ての中学生対象）

12 月 4 日(木) 布津中学校 講師：梅木澤 茂 氏

12 月 4 日(木) 加津佐中学校 講師：松本 栄太郎 氏

12 月 5 日(金) 口之津中学校 講師：磯永 大樹 氏

12 月 8 日(月) 西有家中学校 講師：黒田 真紀 氏

12 月 9 日(火) 有家中学校 講師：土手野 和広 氏

12 月 11 日(木) 北有馬中学校 講師：小玉 澄香 氏

12 月 12 日(火) 南有馬中学校 講師：池永 識好 氏

※深江中学校については、人権週間にあわせ独自に行っているため本事業の活用なし。

・人権教育学習会（市内小学生対象） 本事業の活用なし

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

⑤ 高校生キャリア教育事業【生涯学習課 社会教育班】

○ 青少年教育推進事業（次世代プログラム事業）

市内の高校生を対象にコミュニケーション力、それぞれの個性を生かす自己プレゼン法を身に付け社会人として一歩を踏み出すための支援を行った。

・口加高校 ７月２２日（火）・２３日（水） 参加者数１０７名

・島原翔南高校 ７月２９日（火） 参加者数 ２４名

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
</table>

３ 文化・芸術の振興

（１）文化・芸術への鑑賞・創造・参加機会の充実

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

① 芸術文化振興事業【生涯学習課 社会教育班】

○ 多くの市民に親しまれる本物の舞台芸術や展覧会などの鑑賞機会を提供し、文化・芸術の振興と豊かな地域づくりの推進を目的に開催した。

これにより、更に多くの方が気軽に鑑賞できる機会の提供を図る。

また、令和７年度は長崎県初開催の国民文化祭開催事業や市制施行２０周年記念事業として、天正遣欧少年使節４少年に関するオペラ公演を開催した。

・日本版画協会巡回展（作品展示）
開催日 ９月６日（土）～２８日（日）：深江ふるさと伝承館
関連イベント：版画ワークショップ（9/13）参加者１５名
ギャラリートーク（9/13）参加者１３名

・ながさきピース文化祭（国民文化祭） 開催期間 9/14～11/30
①刻まれた記録 刷られた記憶～それは一枚の銅版画から始まった～
（開催期間：9/14～11/30 会場：アートビレッジ・シラキノ）
来場者数：６８７名
②酒蔵コンサート（開催日：9/14 会場：吉田屋）
来場者数：７５名
③ユニバーサルオルレ（開催日：9/15 会場：口之津オルレコース）
来場者数：１３６名
④南島原市健康福祉まつり
（開催日：10/19 会場：ありえコレジヨホール）
来場者数：４２１名
⑤世界文化遺産フォーラム（開催日：11/23 会場：原城ｵｱｼｽｾﾝﾀｰ）
来場者数：２５名

・オペラ「忘れられた少年」（東京オペラ協会）
公演日 ３月２２日（日） ありえコレジヨホール 観客４１１人（65%）

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">舞台芸術イベントの参加率</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>７０%</td><td>７０%</td><td>８０%</td><td>８０%</td><td>９０%</td><td>９０%</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>７６%</td><td>９２%</td><td>６５%</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
</table>

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
② 子ども芸術鑑賞事業【生涯学習課 社会教育班】 ○ 子ども達が自分の夢に向かって、心豊かにたくましく生き抜く力を身につけさせるために、生の舞台芸術を鑑賞する機会を設け、青少年の「心の教育」として子ども達の豊かな善き人格形成に寄与することを目的に事業を開催した。 ・青少年劇場（中学生対象） 参加人数 延べ １８３名 公演日 １１月１２日（水） 内 容 音楽 中国伝統楽器 二十一弦古箏と二胡のコンサート ・子ども夢劇場（小学生対象）※北有馬地区～加津佐地区 参加者数 延べ ５５０名 公演日 １０月２８日（火）～１０月３１日（金）（４日間４ステージ） 内容 演劇「バンバンとトラ」 劇団風の子九州	B	継続

指 標	子ども芸術鑑賞イベントの参加率					
年 度	R５	R６	R７	R８	R９	R１０
目 標	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％
実 績	１００％	１００％	１００％	－	－	－

（２）本市の魅力を高める文化・芸術活動の振興

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
① 文化団体育成支援事業【生涯学習課 社会教育班】 ○ 南島原市社会教育関係団体補助金 南島原市文化協会の活動の充実を図るため補助金を交付した。	C	継続

指 標	文化協会会員数					
年 度	R５	R６	R７	R８	R９	R１０
目 標	1,800 人	1,800 人	1,800 人	1,900 人	1,900 人	2,000 人
実 績	1,737 人	1,755 人	1,706 人	－	－	－

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
② セミナリヨ現代版画展開催事業【生涯学習課 社会教育班】 ○ 第２４回セミナリヨ現代版画展の開催 ・２月２１日(土)～３月１日(日) ありえコレジヨホール 参観者数 ２，１０６人 〔１，７２８人〕	A	継続

指 標	セミナリヨ現代版画展の応募作品数					
年 度	R５	R６	R７	R８	R９	R１０
目 標	10,000 点	10,000 点	10,000 点	10,000 点	10,000 点	10,000 点
実 績	10,845 点	11,067 点	10,993 点	－	－	－

（３）市民文化・芸術活動の推進

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

①　アートビレッジ・シラキノ事業【生涯学習課 社会教育班】

○　アーティスト・イン・レジデンス（ＡＩＲ）事業

令和７年度は、全国公募型により６名の作家を招へいし、共に制作活動をする機会を提供することで、作家同士の育成・スキルアップにもつながった。

また、ＡＩＲ事業以外の個展やワークショップも開催し、多くの地域住民等との交流により、本市の多様な魅力の創出につながった。

・アートビレッジ・シラキノ　　エデュケーター（※）　池田　俊彦 氏

・アーティスト・イン・レジデンス事業（６名）

１０月～１１月　２名（田口　薫、ウェン・ジェン・リン）

１月～３月　４名（古賀慧道、三宅　葵、山田紗世、ﾚﾅｰﾄ・ﾃﾞ・ﾈｰﾌ）

・木版画講座　　参加者　延べ　５４人〔６９人〕

１０回　８名参加　（11/10～12/15　毎週月、木）

※ エデュケーター：美術館や博物館において教育・普及活動を行う専門家。
展示解説や各種の教育プログラムなどに携わり、来館者の学習を支援する。

○　企画展

・熊本県立大学 髙橋研究室 卒業設計作品展　令和７年７月１日～３１日

来館者数４８名

・南島原市恐竜展　令和７年１２月１３日（土）～２８日（日）

来館者数：８６９名

ギャラリートーク：１２月１３日（土）午前１１時～

参加者２５名

○　施設（ギャラリー、工房、宿泊）の利用

施設の運営面ではギャラリー・工房・宿泊施設の個人やグループでの利用拡大に向けた取組を行った。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">アートビレッジ・シラキノ施設入館者数</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>2,000 人</td><td>2,100 人</td><td>2,200 人</td><td>2,300 人</td><td>2,400 人</td><td>2,500 人</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>2,057 人</td><td>2,222 人</td><td>2,473 人</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>Ａ</td><td>継続</td></tr>
</table>

（４）伝統文化・伝統芸能の保存と継承

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

①　郷土芸能保存継承支援事業【生涯学習課 社会教育班】

○　郷土芸能保存会補助金

市内各地区に残る郷土芸能の保存と継承及び発展を図るために郷土芸能保存会８団体に対し補助金を交付した。

会員の高齢化や若年層の参加不足により、団体の存続自体が危機的状況に立たされているのが大きな課題である。学校等との連携による体験機会の創出や、情報発信の充実など、保存会団体が継続して活動できる環境づくりの支援に努める。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">郷土芸能保存会団体数</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>１３団体</td><td>１３団体</td><td>１３団体</td><td>１４団体</td><td>１４団体</td><td>１５団体</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>１０団体</td><td>８団体</td><td>８団体</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>Ｄ</td><td>改善</td></tr>
</table>

４　その他

社会教育委員兼公民館運営審議会委員の活動【生涯学習課 社会教育班】

○　社会教育委員兼公民館運営審議会会議を年４回開催し、教育委員会が計画する事業の説明や事業の進捗状況及び研修、実績について報告を行った。

実践する社会教育委員を目指し、生涯学習課が主催する研修会・講演会へ参加し、事業の意義や問題点などに対する指導や助言を行った。

また、外部研修会等に参加した委員より、研修成果について委員相互の共有化を図るため、会議時に報告を行った。

【会議】

第１回　５月２３日（金）

・令和６年度社会教育事業実績について
・令和７年度社会教育事業計画について
・南島原市男女共同参画推進懇話会委員の推薦について
・令和７年度研修・大会計画について
・中学校部活動の地域展開について

第２回　１１月７日（金）

・令和７年度生涯学習課事業の実施状況について
・令和７年度１０月までの研修等報告
・各地区における公民館講座及び各種事業の実施状況報告、協議

第３回　１月１７日（土）

・長崎県社会教育委員連絡協議会会報 No.52 への市町情報の寄稿について
・第４回会議資料「この２年間を振り返って」の寄稿について
・長崎県公民館研修会及び「令和７年度長崎県社会教育者等スキルアップ講座『公民館発地域づくり研修会』『地域づくり人材育成研修会』」について
・研修会「第３回地域の力を考える集い」

第４回　３月２５日（水）

・令和７年度社会教育事業実績について
・令和８年度研修等の予定について
・各委員より気づき等について

【研修会・講演会】

・第３回　地域の力を考える集い　１月１７日（土）

○　社会教育並びに公民館関係の研究大会、および県研修会に参加し、社会教育委員兼公民館運営審議会委員としての意識向上と自己研鑽を図った。

区　分	九州地区研究大会	県研究大会	県研修会
参　加　回　数	２回〔１回〕	２回〔２回〕	２回〔２回〕
参加延べ人数	７人〔４人〕	１２人〔１３人〕	９人〔６人〕

子ども会育成事業【生涯学習課 社会教育班・教育振興班】

○　子ども映画会および次期ジュニアリーダー研修会、のびのび少年デーについて開催し、多くの子どもたちの参加を図った。

　また、今年度もＤＸ推進班と連携を図りながら、夏休み期間を活用しながら「e スポーツ大会」を実施し、地区子ども会の垣根を超えたイベントを実施した。

・令和７年度夏休み子ども映画会

　日　　時：令和７年８月２０日（水）

　場　　所：ありえコレジヨホール

　上映作品：野生の島のロズ

　来場者数：６２９名〔５６５名〕

・e スポーツ大会

　地区予選大会

　　開　催：深江・布津・有家・西有家・北有馬・南有馬・口之津地区

　　日　時：７月～９月

　　参加者：延べ９９名〔８２名〕

　決勝大会

　　日　時：１０月１３日（月・祝）

　　場　所：ありえコレジヨホール

　　参加者：延べ３４名〔４０名〕

・のびのび少年デー

　　１１月９日開催

　　参加者数　５９名〔２４０名〕

・次期ジュニアリーダー研修会

　　３月７日（土）

　　参加者数　６名〔１３名〕※南部６名、東部は参加者が集まらなかったため中止。

青少年健全育成事業【生涯学習課 社会教育班・教育振興班】

○　青少年の健全育成及び非行事故防止を目的に実施した。

　また、毎年４月に開催している「自然と遊ぼう」について、昨年実施することとしていたが、雨天中止であったため今年が６年ぶりの開催となった。

・自然と遊ぼう　４月２９日（火・祝）

　　参加者数　約３，０００人〔－〕

・少年ソフトボール大会　９月１４日（日）

　　参加チーム数　　５チーム〔５チーム〕

・夏休み帰宅放送（各中学校代表）

　　夏休み期間　７月２１日(日)～８月３１日(日)

・ファミリンピック　　１０月１１日（土）

　　参加者数　約３８０人〔４００人〕

・南島原市民会議ココロねっこ運動広報活動

　　ココロねっこポロシャツの販売

　　関係団体および学校等へのグッズの配布（帽子、横断旗、バッヂ等）

３　スポーツの振興

１ 生涯スポーツの推進

（１）生涯を通じたスポーツの推進

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

① 南島原市スポーツ協会との連携【生涯学習課 スポーツ振興班】

○ 現在、スポーツ協会は２４競技団体が加盟しており、スポーツ競技の普及・振興を図り、市民の体力向上と健康増進に寄与するために、生涯学習課とスポーツ協会が連携し、市民スポーツ大会の開催や県民体育大会への選手団の派遣等、市内競技スポーツの競技力の向上に取り組んだ。

・第２０回南島原市民スポーツ大会　参加者数　１，９１７人〔１，７６４人〕
・南島原市スポーツ講演会　参加者数　１５０人〔２１２人〕
・南島原 kids スポーツ体験教室　参加者数　８５人〔８４人〕

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

② 南島原市スポーツ推進委員会との連携【生涯学習課 スポーツ振興班・教育振興班】

○ 教育委員会とスポーツ推進委員会が連携することで、市内全体のスポーツ事業のスムーズな運営が図られた。

また、スポーツ推進委員が中心となって取り組んでいる、地区体育祭や連携事業として新体力テストなどを実施するほか、綱引き大会に代わるスポーツ推進イベントを新たに組織化して実施した。

・新体力テスト（市内４地区）
・各支部での取り組み（寺子屋軽スポーツ教室、深江あるき等）
・地区体育祭（加津佐・南有馬地区・北有馬地区）

<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">体力・運動能力調査参加者数</th></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>４０人</td><td>４０人</td><td>５０人</td><td>５０人</td><td>６０人</td><td>６０人</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>７０人</td><td>７６人</td><td>６８人</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>A</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

③ 総合型地域スポーツクラブ「TEAM ひまわり」との連携【生涯学習課 スポーツ振興班】

○ ＴＥＡＭひまわりが取り組んでいる幼児期からの運動能力・運動神経の向上を目的とした保育園・幼稚園を巡回する「からだ遊び教室」や「各種スポーツ教室」等の事業を実施した。また、多目的運動広場の指定管理者である「ＴＥＡＭひまわり」と連携し、施設の利活用や子どもの体力・運動能力向上に取り組んだ。

・部活動地域移行推進事業及び GrowSports 南島原
地域クラブ設立及び運営支援、地域クラブ移行期間における生徒移送サービス事業など

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

④ 部活動の地域移行【生涯学習課 スポーツ振興班】

○ 本市における部活動の地域移行は関係団体と連携し、学校体育としての位置づけではなく、地域活動（社会体育）として位置づけ、スポーツ・文化活動を持続可能な活動にする取り組みを行った。

また、地域クラブ設立・運営支援や南島原市地域クラブサポートセンターの設立を行った。

・サポートセンターの設立、地域クラブの設立支援、地域クラブ認定制度、
部活動地域移行推進事業及び GrowSports 南島原、指導者等人材リスト登録促進等
・中学校社会体育・文化活動支援事業補助金　2,000 千円
・総合型地域スポーツクラブ支援補助金　2,500 千円

</td><td>A</td><td>拡充</td></tr>
</table>

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
⑤　各種スポーツ大会運営費等支援事業【生涯学習課 スポーツ振興班・教育振興班】 ○　ロ加駅伝競走大会 小学生から一般、全７４チームが参加して、第１５回ロ加駅伝競走大会が１２月１４日に開催された。 参加者数　２９６人〔１４０人〕 ○　南島原市スポーツ推進イベント スポーツ推進委員を中心としたスポーツ推進イベント実行委員会を立ち上げ、モルック競技の普及啓発に取り組み、各地区で体験会を実施した。 参加者数　９５０人〔１２０人〕	B	継続

（２）各種スポーツ教室の実施　【スポーツ教室・体験事業開催数：５回】

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　小学生水泳教室の実施【生涯学習課 スポーツ振興班】 ○　本市は前浜・白浜海水浴場といった美しい自然環境を有していることから水泳に親しむ環境づくりと、水難防止の目的のため市内全地区で、３年生～６年生を対象に水泳教室を開催した。令和５年度から取り組んでいる学校へのＢ＆Ｇ指導員派遣を継続し、市主催の水泳教室については、学校での指導との役割を踏まえながら、対象や実施内容を検証し、より効果的な事業運営に努める。 参加者数　延べ　７２人〔１２０人〕	D	改善

指 標	水泳教室の参加率（小学３年生以上）					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	１０％	１２％	１４％	１６％	１８％	２０％
実 績	１２％	１０％	６％	－	－	－

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
②　マリンスポーツ教室の実施【生涯学習課 スポーツ振興班】 ○　マリンスポーツ教室は、故郷の美しい海を体感することを目的に、カヌー・ＳＵＰ等を活用し、小学生用プログラムと親子の触れ合いを目的とした親子プログラムを実施したが、少子化による市内小学生の減少により、当初の参加者目標数には満たなかった。今後は、学校や関係団体と連携し、周知の充実を図るとともに、参加者のニーズを踏まえながら、実施内容や開催方法を検証し取り組んでいく。 ７月１９日(土)～８月１２日(火)　計４回	D	改善

指 標	マリンスポーツ教室参加者数					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	１６０人	１６０人	１６０人	１６０人	１６０人	２００人
実 績	１５２人	１４８人	９２人	－	－	－

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
③　自然体験事業の実施【生涯学習課 スポーツ振興班】 ○　Ｂ＆Ｇ海洋センター事業「ネイチャー」は、南島原市の自然に触れ合う体験活動をとおして、郷土を愛する心を育むことを目的に実施した。 参加者数　延べ　６０人　〔７５人〕 ○　「海と山のＢＧ塾」は、南島原市の豊かな海や山などの自然を楽しむ体験活動をとおして、地域の人との関わりと郷土愛の醸成を図ることを目的に実施した。 参加者数　延べ　７５人　〔１３５人〕 ○　砂ＡＳＯビーチ　ＩＮ　南島原は、市内の小学生や地域住民等を対象に、海を楽しみ、親しむことで海への関心や好奇心の向上を図るとともに、海洋ごみなどの課題の解決に向けたアクションの輪を広げることを目的に実施した。 参加者数　延べ　１２６人　〔６６６人〕	B	継続

（３）シニアスポーツの推進

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　シニア向け運動教室の実施【生涯学習課 スポーツ振興班】 ○　総合型地域スポーツクラブ「チームひまわり」が、社会福祉協議会と連携し、各地域の高齢者の会合等に出向き運動教室が実施されたが、本課としては未実施であったため、今後、スポーツ推進委員と連携し、軽スポーツを取り入れたシニア向けの運動教室の実施に取り組んでいく。	E	改善

（４）スポーツにおけるＤＸの推進

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　ｅスポーツの推進【生涯学習課 社会教育班・スポーツ振興班・教育振興班】 ○　誰もが参加しやすいｅスポーツの機会を提供し、コミュニケーションを促進し世代間交流を図った。子ども会事業で夏休み期間に、ｅスポーツ大会を実施した。 ・地区予選大会（深江・布津・有家・西有家・北有馬・南有馬・口之津地区） 期　間：７月～９月　　参加者：延べ９９名〔８２名〕 ・決勝大会（ありえコレジヨホール） 期　日：１０月１３日（月・祝）　参加者：延べ３４名〔４０名〕	B	継続
②　社会体育施設管理ＤＸの推進【生涯学習課 スポーツ振興班・教育振興班】 ○　社会体育施設利用の利便性の向上を図るため、オンライン予約システムを導入した。今後は、更なる利便性の向上のため、令和８年４月までにオンライン申請・キャッシュレス決済の整備、リモートロックの増設等に取り組んだ。 ・社会体育施設オンライン予約システムによる各町施設分の予約状況閲覧 ・施設リモートロック１０ヵ所設置	B	拡充

（５）各種スポーツクラブ等の育成

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　小中学生スポーツ大会出場支援事業【生涯学習課 スポーツ振興班】 ○　小・中学校の児童生徒を対象として、県大会、九州大会及び全国大会などの各予選を経て出場する各種大会に参加する経費の一部を補助金として交付し、社会体育・スポーツの振興を図った。 ・小中学生スポーツ大会出場補助金　1,074 千円	C	継続

指 標	小中学生スポーツ大会出場数					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	２５回	３０回	３０回	３５回	３５回	４０回
実 績	２６回	２５回	２６回	－	－	－

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
②　小学校社会体育活動支援事業【生涯学習課 スポーツ振興班】 ○　児童で組織するクラブ活動に対して、運営を支援するための補助金を交付し、児童の健全な育成と社会体育活動の振興を図った。 ・小学校社会体育活動補助金　　800 千円	C	継続

指 標	小学校社会体育活動支援団体					
年 度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０
目 標	３５団体	３５団体	３５団体	４０団体	４０団体	４０団体
実 績	３２団体	３２団体	３１団体	－	－	－

２ スポーツ力の強化

（１）スポーツイベントの実施

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

① 市民スポーツ大会の実施【生涯学習課 スポーツ振興班】

○ 本市の競技スポーツの祭典として実施し、市スポーツ協会と連携し、各競技団体の競技力の向上に取り組んだ。しかしながら、市内競技人口の減少により、当初の大会参加者数には満たなかった。

・開催期間 ７月６日（日）～１０月２６日（日）

<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">市民スポーツ大会参加者数</th></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>1,600 人</td><td>1,800 人</td><td>2,000 人</td><td>2,200 人</td><td>2,400 人</td><td>2,600 人</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>1,790 人</td><td>1,764 人</td><td>1,917 人</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

② 原城マラソン大会の実施【生涯学習課 スポーツ振興班】

○ 「第３３回原城マラソン大会」を、令和８年２月２２日に開催した。
前回に比べ参加者は増えたが、目標の参加者数には満たなかった。

<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">原城マラソン大会参加者数</th></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>1,500 人</td><td>1,600 人</td><td>1,700 人</td><td>1,800 人</td><td>1,900 人</td><td>2,000 人</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>1,284 人</td><td>1,419 人</td><td>1,659 人</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

③ スポーツ専門指導員育成講習会や講演会の開催【生涯学習課 スポーツ振興班】

○ 市内のジュニアから一般の指導者を対象に、講習会やスポーツ講演会を実施し、指導者の資質向上と育成を図った。

・南島原市スポーツ講演会 参加者１５０人〔２１２名〕

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
</table>

（２）社会体育施設の整備

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

①　社会体育施設の整備・管理【生涯学習課 スポーツ振興班・教育振興班】

○　市民がスポーツに親しむ環境づくりに、社会体育施設の充実は必要不可欠であり、安全性や利便性を損なわないように維持管理の充実に取り組んだ。

主な施設整備

・有家総合運動公園グラウンドワイヤレスマイク改修工事　　792 千円

・加津佐 B&G テニスコート修繕　1,573 千円

・布津グラウンドナイター照明等交換修繕　2,640 千円

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

②　社会体育施設の活用【生涯学習課 スポーツ振興班・教育振興班】

○　社会体育施設の活用促進を図った。

主な施設利用状況

・有家総合運動公園グラウンド　利用者数　18,026 人/年〔17,232 人〕

・南有馬体育館　利用者数　23,682 人/年〔18,677 人〕

・布津テニスコート　利用者数　23,758 人/年〔17,278 人〕

・深江体育館　利用者数　18,801 人/年〔17,342 人〕

<table>
<tr><th>指 標</th><th colspan="6">南島原市多目的運動広場利用者数</th></tr>
<tr><th>年 度</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ１０</th></tr>
<tr><td>目 標</td><td>40,000 人</td><td>41,000 人</td><td>42,000 人</td><td>43,000 人</td><td>44,000 人</td><td>45,000 人</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>38,657 人</td><td>43,187 人</td><td>44,024 人</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>A</td><td>継続</td></tr>
</table>

4　文化財の保護と活用

1　歴史・文化財の保護と保存整備・活用

（1）「原城跡」・「日野江城跡」の保存整備

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

①　原城跡保存整備事業【文化財課 文化財班】

○　世界文化遺産の構成資産である国指定史跡原城跡の適切な保存継承を図り、教育・学習活動および地域振興などに寄与することを目的として整備基本計画に基づいた事業を実施した。

<table>
<tr><th>工事名称など</th><th>工事費など（円）</th></tr>
<tr><td>【指定文化財等保存整備事業】</td><td></td></tr>
<tr><td>原城跡本丸陥没予備設計業務委託</td><td>2,145,500</td></tr>
<tr><td>原城跡法面復旧工事（桐ノ木谷工区）</td><td>16,212,900</td></tr>
<tr><td>原城跡雨水排水整備工事（本丸－3 工区）</td><td>9,047,500</td></tr>
<tr><td>原城跡多目的広場（二ノ丸便益施設）整備工事（造成）</td><td>31,617,300</td></tr>
<tr><td>原城跡多目的広場（二ノ丸便益施設）整備工事（建築・外構）</td><td>117,840,800</td></tr>
<tr><td>原城跡多目的広場（二ノ丸便益施設）整備工事監理業務委託</td><td>2,035,000</td></tr>
<tr><td>【指定文化財保護管理事業】</td><td></td></tr>
<tr><td>原城跡本丸十字架撤去工事</td><td>2,427,700</td></tr>
</table>

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

②　日野江城跡保存整備事業【文化財課 文化財班】

○　本市の代表的な国史跡である日野江城跡の適切な保存継承を図り、教育・学習活動および地域振興などに寄与することを目的として各種調査、整備事業を実施。防災事業に関しては、指導助言を得る専門委員会等を開催し、日野江城跡の三ノ丸周辺の雨水排水対策を講じるための工事を行った。

<table>
<tr><th>工事名称など</th><th>工事費など（円）</th></tr>
<tr><td>日野江城跡雨水排水整備工事（三ノ丸-3 工区）</td><td>20,255,400</td></tr>
</table>

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

③　指定文化財公有化事業【文化財課 文化財班】

○　原城跡公有化事業

史跡「原城跡」は、昭和１３年５月３０日に国指定史跡となり、昭和５４年度から公有化事業に着手した。指定面積約４８６，０００㎡のうち、令和７年度に、１筆３６３㎡を購入、公有化面積が３４４，７１９．９４㎡となった。

○　日野江城跡公有化事業

史跡「日野江城跡」は、昭和５７年７月３日に国指定史跡となり、昭和５８年度から公有化事業に着手した。指定面積約１２６，７００㎡のうち、令和７年度に、６筆１，７７６㎡を購入、公有化面積が、８９，３３８．９０㎡となった。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">史跡原城跡の公有化率</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>７２％</td><td>７４％</td><td>７５％</td><td>７８％</td><td>８０％</td><td>８２％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>７０．７％</td><td>７０．８％</td><td>７０．９％</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">史跡日野江城跡の公有化率</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>６９％</td><td>７０％</td><td>７１％</td><td>７２％</td><td>７３％</td><td>７５％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>６４．８％</td><td>６９．１％</td><td>７０．５％</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
</table>

（２）市内文化財の保存整備

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

①　埋蔵文化財発掘調査事業（開発事業）【文化財課 文化財班】

○　開発行為が埋蔵文化財に影響を与えるか判断するために、市道・農道整備事業や民間（企業・個人）の開発行為に伴う遺跡照会への対応を行った。

埋蔵文化財に影響があると判断した県営基盤整備事業に伴うものとして、馬場地区（深江町）において３遺跡の発掘調査と整理作業、見岳地区（西有家町）の２遺跡、大苑地区（有家町）の１遺跡の整理作業を進めた。町原地区（加津佐町）においては、現地踏査、試掘調査を行った。柳谷路木地区（南有馬町）においては、現地踏査を行った。

また、国交省砂防事業（深江町）に伴うもので、権現脇遺跡の本調査・整理作業を実施した。

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

②　埋蔵文化財発掘調査事業（学術目的）【文化財課 文化財班】

○　原城跡二ノ丸において保存目的、本丸において整備目的の発掘調査を実施した。また、原城跡、日野江城跡における整備や調査方針などについて、専門委員会を開催し、指導助言を受けた。

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

③　文化財の指定【文化財課 文化財班】

○　令和７年度現在、新たな文化財の市指定に関する諮問は文化財保護審議会に対して行っていない。指定済みの文化財等について、現状の把握と共有、保護対策及び活用方針などの協議検討を行うため、文化財保護審議会委員とともに指定文化財の巡回視察を行った。

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
</table>

（３）文化財周辺の環境保全

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　指定文化財等の巡視及び清掃活動【文化財課 文化財班】 ○　指定文化財の巡回 国及び県指定の文化財については、県から委嘱された文化財保護指導委員による巡視を３回実施され、き損等の初期発見に努めた。原城跡、日野江城跡などにおいては、定期巡回を兼ねた清掃、除草作業を実施。清掃時などにおける気付きなどの報告による現場確認や対応を行った。 ○　文化財周辺の清掃活動 主要な文化財については、随時巡回を兼ねた除草作業を実施、山ノ寺梶木遺跡（深江町）については、周辺の道路の除草作業を行った。また、あこう群落（口之津町）においては、地元浜自治会の協力による定期的な清掃活動への活動支援として、必要な清掃用具を提供した。	C	継続

２ 歴史・文化財の活用と普及

（１）歴史・文化財の活用と普及の推進

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　指定文化財及び遺跡情報等の周知活動【文化財課 文化財班】 ○　市ホームページにて指定文化財の情報を提供、広報紙の紙面にて隔月ごとに遺跡や文化財などを紹介し、深江埋蔵文化財・噴火災害資料館にて連動した展示を実施した。ただし誌上での紹介や、企画展示もごく小規模であるため、効果は限定的と評価する。所管施設および所蔵資料の有効活用について、抜本的な手法の見直しと周知事業の改善が必要である。 また、長崎県遺跡情報システムの活用とともに、窓口においても遺跡照会事業を行った。	E	改善

（２）歴史・文化施設等の環境整備と適正な維持管理

点検・評価のコメント及び活動内容等	達成度	評 価
①　企画展等の開催【文化財課 文化財班】 ○　口之津歴史民俗資料館では本館開館５周年記念事業としてシンポジウムや特別展を実施。また、資料館職員企画による企画展を実施、史跡などを訪ね歩く健康ウォーキング「口之津町の歴史を歩く」を２回、収蔵品などを活用した、「懐かしい生活道具展」や「ひな人形展」を各１回開催した。 深江埋蔵文化財・噴火災害資料館においては、市広報紙面での紹介した出土品を実物展示するなど、紙媒体と連動させた展示を実施した。 ○　環境整備と適切な維持管理として、口之津歴史民俗資料館分館において、収蔵品の燻蒸処理や空調設備の取換えを実施。また、県指定有形文化財であることから、文化財の保護と入館者などへの安全面に配慮した取り組みとして、文化財防火デーである令和８年１月２７日(火)に、消防署や地元消防団などの協力を得て、文化財防火訓練を実施した。	B	継続

３ 世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全

（１）世界遺産センターの整備

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

① 原城跡世界遺産センター整備事業【文化財課 世界遺産推進班】

○ 原城跡の世界遺産としての価値の理解促進と市内の文化資源や観光資源を巡る拠点施設として、物産販売所や観光案内所の機能も備えた世界遺産センターの整備を実施している。令和７年度においては、造成工事を完了させ、展示工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事などの主要な工事を進めつつ、外構工事も着手した。

用地取得や移転補償の遅れから工事全体で当初のスケジュールより遅れが生じているものの、令和８年度中の供用開始に向けて事業を進めている。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">原城跡世界遺産センターの整備進捗率</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>１３％</td><td>４３％</td><td>１００％</td><td>１００％</td><td>１００％</td><td>１００％</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>７％</td><td>１３％</td><td>５５％</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">原城跡世界遺産センターの来場者数</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>75,000 人</td><td>150,000 人</td><td>150,000 人</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>D</td><td>改善</td></tr>
</table>

（２）ガイダンス機能の充実

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

① 歴史資料調査及び展示用コンテンツ作成事業【文化財課 世界遺産推進班】

○ 世界遺産センターでの展示の目玉とするために、岡山大学附属図書館池田家文庫や東京大学史料編纂所などに所蔵されている島原・天草一揆に関する３８点の絵図資料について、デジタル化や多言語化を行った。

</td><td>B</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

② ＶＲ等デジタルコンテンツ整備活用事業【文化財課 世界遺産推進班】

○ 原城跡への理解を促進するため、原城の築城時や一揆当時を再現した「原城 VR」を平成 30 年度に制作及び公開をしており、これらのアプリを搭載したタブレット端末の貸し出しを行った。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">原城 VR の貸し出し台数</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>1,000 台</td><td>1,000 台</td><td>1,000 台</td><td>3,000 台</td><td>3,000 台</td><td>3,000 台</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>８８８台</td><td>７７０台</td><td>６４２台</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>C</td><td>継続</td></tr>
</table>

（３）世界遺産市民協働会議活動の充実

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

①　世界遺産市民協働会議との連携事業【文化財課 世界遺産推進班】

○　世界遺産を活用した地域の活性化を図るために、本市と南島原市世界遺産市民協働会議で連携を図りながら官民協働で、お城ＥＸＰＯなどの市外イベントや原城マラソン大会などの市内イベントへの出展などを実施した。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">市民協働会議関連会議などの開催回数</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>１２回</td><td>１２回</td><td>１２回</td><td>１６回</td><td>１６回</td><td>１６回</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>１８回</td><td>１２回</td><td>１２回</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>Ｂ</td><td>継続</td></tr>
</table>

（４）世界遺産の適切な保全と活用

<table>
<tr><th>点検・評価のコメント及び活動内容等</th><th>達成度</th><th>評 価</th></tr>
<tr><td>

①　世界遺産推進事業【文化財課 世界遺産推進班】

○　世界遺産を後世に伝えるために、国や長崎県、他の構成資産所有自治体、関係者などと協力しながら、世界遺産のモニタリングや原城前広場整備事業や災害復旧工事にかかる遺産影響評価を実施した。

</td><td>Ｂ</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

②　世界遺産周知啓発・情報発信事業【文化財課 世界遺産推進班】

○　市ホームページ、世界遺産フェイスブック、広報紙を、活用し世界遺産に関する企画展やワークショップの情報等を発信した。市内の小中学生や市内で実施される会議、各種イベントなどで、これまでに作成したパンフレットやグッズ（半永久えんぴつ・コースターなど）を配布し、原城跡の価値の伝達を行った。

</td><td>Ｃ</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>

③　原城跡来訪者対応事業【文化財課 世界遺産推進班】

○　原城跡の来訪者に史跡内を周遊していただくために、総合案内所の運営や原城温泉真砂と本丸間においてタクシーを利用した土日祝日の無料送迎を実施した。

<table>
<tr><td>指 標</td><td colspan="6">原城跡来訪者数（②③）</td></tr>
<tr><td>年 度</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ１０</td></tr>
<tr><td>目 標</td><td>40,000 人</td><td>40,000 人</td><td>40,000 人</td><td>60,000 人</td><td>60,000 人</td><td>60,000 人</td></tr>
<tr><td>実 績</td><td>35,005 人</td><td>36,759 人</td><td>36,178 人</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

</td><td>Ｂ</td><td>継続</td></tr>
</table>